論説

租税負担と受益に関する国民意識について

新潟大学経済学部准教授 藤 巻 一 男

(税大ジャーナル編集部)

♦SUMMARY**♦**

租税制度を巡る学問分野について概観してみると、まず租税制度の経済的側面を研究する 学問分野として財政学(public finance)や公共経済学(public economics)がある。また、 租税制度の法的側面を研究する学問分野として租税法(tax law)があり、さらに、財政学と 租税法との中間に位置する学問分野として租税政策学(tax policy)がある。

本稿は、租税負担と政府の公共サービスによる受益に関する国民意識について、周辺の学問分野の研究結果を参考にしながら多角的に検討を行うものであり、租税政策学の領域に属するものといえる。まず財政収入と財政支出の関係の在り方を検討するための理論的枠組みとして筆者は、「量入制出」と「量出制入」の2つの概念を用いている。前者は、収入の額を計算し、それによって支出を計画するという意味であり、後者は、支出の額を先に計算した上でそれに必要な収入を確保するという意味であり、それぞれの概念のもとで租税負担等に関する国民意識を考察している。続いて、租税を社会共通の経費の分担であるとする考え方(会費説)に関する国民意識や、基幹税である消費税と所得税に関する国民意識について考察する一方、租税負担等に関する日本人の心の動きに着目し、社会心理学(Social psychology)的アプローチによる考察も行なうなど、全体を通じてユニークな構成の論考となっている。

	目 次
はじめ	かに
1	「量入制出」と「量出制入」 43
(1)	議論のための理論的枠組み43
(2)	「量入制出」の考え方のもとでの租税負担意識45
(3)	「量出制入」の考え方のもとでの租税負担意識45
(4)	2つの考え方と日本人の意識46
(5)	2つの考え方の前提にある意識48
2 利	租税負担に関する国民意識49
(1)	租税の根拠と国民意識49
(2)	租税に対する二重の意識
3 柱	±会心理学的アプローチによる考察 ······54
(1)	集団主義的思考と個人主義的思考
(2)	「社会的ジレンマ」と「沈黙の螺旋」
4 4	P基幹税に関する国民意識
(1)	各基幹税の状況
(2)	消費税が安定財源である理由61
(3)	消費税に対する給与所得者の意識64
(4)	消費税と所得税の負担感65
(5)	所得税の減税措置と国民意識66
(6)	納税者番号制度と国民の信頼感68
おわり) に

はじめに

少子高齢化の進展の著しい日本において、 租税制度の在り方を考えることは、国や社会 の在り方を考えることと直結する。租税制度 を巡る複雑な問題について、伝統的な学問の 枠組みだけでは解明または解決が困難である ことから、これまでに経済、政治、財政など 異なる学問分野にわたる学際的な研究が行わ れてきている。本稿では、租税負担と政府の 公共サービスによる受益に関する国民意識を 研究対象としている。経済学など他の学問分 野においても、人間の心理に着目した研究⁽¹⁾ が行なわれている。租税負担等に関する国民 意識の研究は、有用性があるにもかかわらず、 客観的にとらえて論じることが難しいことな どから、これまで多くは行われて来なかったようである⁽²⁾。本稿では、そのおおよその輪郭がわかるように、社会心理学など他の学問分野の研究結果を参考にしながら、全体的な関係性を素描し多角的に検討している。

租税制度を巡る学問分野を概観すると、租税制度の経済的側面を研究する伝統的な学問分野として財政学(public finance)や公共経済学(public economics)があり、また、租税制度の法的側面を研究する学問分野として租税法(tax law)があり、更に、財政学と租税法との中間に位置する学問分野として租税政策学(tax policy)がある。

この租税政策学の分野に属するものとして、 租税制度について「政治」の領域から分析し ようとする財政社会学的アプローチがある。 これまで財政学や公共経済学の主流は、租税 が経済的諸要素や所得分配に及ぼす影響について事後的に分析することを重視してきており、こうした経済学的アプローチでは歴史的 転換期に生ずる租税制度の変化を解明することができず、その根源的な理由は、租税制度 が「政治」と「経済」の接合現象であるという視角を見過ごし、「政治」の諸領域を捨象している点にあるとの問題意識から、財政社会学的アプローチでは、租税制度の事前的形成過程の分析を重視し、歴史的分析、国際比較分析に焦点を当てている(3)。

財政社会学的アプローチによって、例えば、 消費税(国税)と地方消費税の制度について、 中央政府と地方政府との税源配分をめぐる政 府間関係及び租税制度の形成過程の分析が行 なわれている(4)。「政治」という視座を加えて 分析することにより、租税制度は「公平・中 立・簡素」といった租税原則などの理念を踏 まえつつも、利害・権益が複雑に絡み合う政 治的リアリティの中で形成されていることを 認識することができる。

本稿においても、このような租税制度の形 成過程に着目する。そして、政治を左右する 世論形成や投票行動のもととなる国民意識に 着目して考察する。今日の深刻な財政赤字の 問題は、直接的にはこれまでの政治や行政に よってもたらされたものであるが、必ずしも それらだけに帰せられるものではない。特に、 政治は民意に反応して動くところがある。消 費税の導入やその税率引き上げを巡る政治過 程、また、バブル崩壊以降の景気刺激策とし て実施された所得税・住民税の累次にわたる 減税措置や財政支出増につながる各種政策を 巡る政治過程においては、民意を反映した側 面もある。政治家の行動は、国民意識の投影 でもある。その国民意識には積極的な意思表 示だけでなく、黙認や無関心(5)なども含まれ る。むしろ、時により大勢を占めることもあ る後者の消極的姿勢こそが重要な要因だった のかもしれない。

本研究は、科学研究費補助金「納税者意識 と公共意識に関する実証的研究」(平成 21~ 25 年度、基盤研究(C)、研究課題番号 21530294)の助成を受けたものである。その 最初の研究成果となる本稿について、各分野 の専門家の方々からご批判やご意見をいただ ければ幸いである。現段階では考察や推論に 留まり、実証性に乏しい点も多いが、本稿の 内容に多少とも意義のある点があるとすれば、 国の行く末を左右する税制論議が国会をはじ め様々な場面で盛んに行なわれているこの時 期において、租税負担等に関する国民意識に ついて、改めて問題提起を行なったという点 にあるのかもしれない。この複雑で現実的な 問題に関する学際的研究について、各分野の 専門家をはじめ多くの方々に関心をもってい ただき、希望のもてる持続可能な社会の在り 方について更に議論を深めていくための材料 を提供することができればと考えている。

1 「量入制出」と「量出制入」

(1) 議論のための理論的枠組み

中国の古典『礼記』の「王制」編に、「冢宰制國用必於歳之杪五穀皆入然後制國用用地小大視年之豊耕以三十年通制國用量入以為出」(必ある。この中の最後の語句「量入以制出」(以下、「量入制出」という)は、我が国では、「入るを量りて以って出ずるを為す(制す)」という格言で知られている。「量入制出」の意味は、収入の額を計算し、それによって支出を計画するということである。これに対して、「量出制入」は、逆に、支出の額を先に計算した上でそれに必要な収入を確保するという意味で用いられることがある。

「量入制出」と「量出制入」という2つの 考え方は、租税負担に対する国民意識と密接 に関わってくると考えられる。財政収入と財 政支出の関係の在り方について、「量入制出」 の正当性を主張する論者もいれば、逆に、「量 出制入」の正当性を主張する論者もいる。

ここでは、「量入制出」と「量出制入」の2 つの考え方を財政収入と財政支出の関係の在 り方を検討するための理論的枠組みとして位 置づけて、それぞれの考え方の前提を整理し ながら論じることにしたい。これら2つの考 え方について、日本の現状をみた場合、いず れの考え方が支配的あるいは優位であるのか、 また、中長期的に見た場合、時代によってい ずれの考え方が相対的に強くなってきている のか、将来はどうあるべきかなどを検討する ための理論的枠組みとして用いることにする。 そして、それぞれの考え方のもとにおいて、 租税負担や財政支出に対する国民意識がどの ような傾向となりうるのかを考察することに したい。

「量入制出」と「量出制入」という単純な語句を用いて、概念上の整理や検討をするのは、租税を含む財政上の複雑な問題について、何が目的で何が手段なのか、また、何を優先すべきかを認識する上で有効であると考えるからである。また、小中高生、大学生、主婦、サラリーマン、現役引退者など一般の人々が、租税負担の在り方などを議論する際、一定の枠組みのもとで行った方が整理しやすいのではないかと考えるからである。

日本の財政問題を論ずる際に、「量入制出」の考え方を支持される方々は少なくないであろう。日本では、財政収支のバランスが大きく崩れ、深刻な財政危機に瀕している。その主な要因が「制出」、すなわち、「出ずるを制すること」がこれまで適切に行なわれて来なかったことを指摘する人々は多い。今日でも事業仕分けが衆目を集めているように、行政の無駄削減の議論が盛んに行なわれている。

「量入制出」の正当性を主張する立場からは、 その反対の「量出制入」の考え方のもとでは、 まず支出ありきで決められるので、「制出」に 歯止めが効かなくなるという問題が指摘され る。新井隆一早稲田大学名誉教授や加藤寛慶 応義塾大学名誉教授などは、そのような立場 をとられている⁽ⁿ⁾。こうした主張においては、 政府による「量出」が適切になされていない こと、すなわち、財政支出の膨張が放置され ている、あるいはその制御が不十分であると いう認識が前提として存在している。

しかし、前提をいかにとらえるかにより、 上記の主張とはまったく異なるものとなりう る。神野直彦関西学院大学教授は、伝統的な ドイツ財政学の考え方を踏まえ、民間の経済 主体の経済原則は「量入制出」であるが、逆 に、財政、つまり政府という経済主体は「量 出制入」が原則であるとし、本来、財政は、 予算原理により、社会の構成員の代表が政治 過程を通じて、まず、国防、司法、社会福祉、 公共事業、文教、対外援助など公共的な財・ サービスをどれだけ提供するのかという「出」 を決め、それをどうやって負担しあうかとい う「入」が決まるという「量出制入」の考え 方によるべきであるという趣旨のことを述べ ている。そして、日本では永久税方式(8)をと っているため、予算が通っていなくても、毎 年、税法が執行されるので、「量入制出」の考 え方がとられており、今は経済が厳しいから 「量入制出」がもっともらしく聞こえるが、 高度成長のときは自然増収があり、「量入制 出しの考え方のもとで必要がなくても使って しまうという論理が肯定され、無駄遣いが許 され、放漫経営になったと指摘されている。 更に、人間にとって必要不可欠なもの(「これ がなくては生きていけないもの」)は公共サー ビスが担って、それを税金でまかなうという のが原則であるが、日本ではそれが完全に転 倒していると説明されている(9)。

日本では永久税方式を採用しているので、「量入制出」の考え方がとられているという 見方もできるが、永久税方式のもとでも税率 変更などの税制改正を行なうことにより財政 収入の増減を計画することができるので、「量 出制入」の考え方も可能である。既述のとおり、本稿では「量入制出」と「量出制入」という2つの語句を議論のための枠組みとして用いている。以下では、神野教授の見解を参考にしつつ、また、中長期的視点から、「量入制出」と「量出制入」の考え方のもとで、一般論として、それぞれ政府の政策(政治家の意識)や国民意識はどのような傾向になりうるのかについて論じる。

(2) 「量入制出」の考え方のもとでの租税負 担意識

「量入制出」の考え方のもとでは、一般論 として、おおよそ次のようなことがいえるの ではないかと考える。公共サービス (=政府 の役割) は本来どうあるべきかという根本的 な議論よりも、国民はいくらまでなら負担で きるかという議論が中心となる。経済が成長 過程にある時期では、国民の所得水準や生活 水準が向上し、所得を課税対象とする法人税 や所得税の自然増収がもたらされる。そのた めに、結果として、「制出」が機能しにくい状 況となる。好況期においては全般的に所得水 準が上昇するので、人々の税に対する関心は、 同等の担税力に対しては同等の課税を行なう べきであるという水平的公平の確保に向けら れるようになる(10)。また、人々は家計にゆと りがあるので、所得再分配政策など税金の使 われ方にはあまり関心が向けられない。

これに対し、不況期においては、税の自然 増収が見込めなくなり、実際の「量入」を前 提に考えるので、財政支出の抑制(無駄削減 等)という議論が盛んに行なわれるようにな る。不況期では失業や非正規雇用が増加し、 人々の関心は所得格差や資産格差へ向けられ るようになり、担税力の高さに応じて重い負 担を課すべきであるという垂直的公平の確保 が問題となる。こうした不況の時期において も、「量入」の議論、すなわち、国民はいくら までなら負担できるかという議論が中心に行 なわれ、「量出」の議論、すなわち、本来の公 共サービスの在り方や税金の使われ方に関する根本的な議論にはなかなか発展することができず、国民から信頼される中長期的な具体的ビジョンを示すことができないために、国民に新たな負担を求めることができにくい状況となる。

	好況期における傾向	不況期における傾向
「量入制出」の考え方	自然増収により、	法人税・所得税の 収入減少。 財政支出の抑制で 対応。

(3) 「量出制入」の考え方のもとでの租税負担意識

上記(2)の「量入制出」とは正反対の考え方、 すなわち「量出制入」の考え方のもとでは、 一般論として、次のようなことがいえるので はないかと考える。

まず、本来の公共サービスはどうあるべき かという根本的な議論が中心に行われ、そし て、いったん「出」が決まれば、次に、それ ら社会共通の費用については社会の構成員た る国民がその負担を受入れなければならない ことになる。国民にこうした負担を求める以 上、その前提条件として、国民の理解と信頼 が得られるように、財政支出に関する政治・ 行政過程において公平性・透明性を確保する ために不断の努力がなされること、また、国 民の側も税金の使いみちについて監視を怠っ てはならないことが求められる。

もし、この前提条件が満たされなければ、 財政支出の膨張と増税をもたらし、前述のような批判(11)を招くことになる。逆に、この前 提条件を満たした「量出制入」のもとでは、 公共サービスの優先順位の付け方や、効果 的・効率的な税金の使いみちなどを積極的に 考えるという態度につながる。そうした議論 の結果、個人や集団レベルではどうしても解 決できないもので、人々の生活や生命に関わ るものは政府が担い、そして、そのための財 源はその社会の構成員である国民が負担しなければならないことになる。

(4) 2つの考え方と日本人の意識

「量出制入」の考え方に対して、まず「出」 の在り方を決めることなどそもそも困難では ないかとか、あるいは、「出」の在り方を決め たところで、結局、税金が無駄に使われてし まうのではないかというような問いかけが、 多くの方々から返ってくるかもしれない。も し、そうした意識ないし態度が優勢であると すれば、我が国においてこれまでその逆の「量 入制出」の考え方が支配的であったことを意 味するのではないかと考える。本来のあるべ き「量出」の議論が中心に置かれない背景に は、政治・行政過程において「出」の決め方に 既得権が優先され、あるいはその決め方に不 透明さが存在してきたこともあるであろうし、 また、国民の側にはそれらに対して無関心や 諦めの気持ちがあるのかもしれない。日本で は、税金の使いみちを監視するという文化が 根付いていないという指摘もある(12)。

石弘光放送大学学長は、国民は国全体とし て集団的に使う種々の公共的な財・サービス を必要とし、これらがないと国は存立し得な いこと、また、公共財・サービスの責任を担 う政府は、国民から税金を強制的に徴収する 権限を与えられていることなどを述べた上で、 「税金問題の難しさは、このような公の性格 とは別に、個人の税負担の軽重で議論される ことである。そもそも税金は社会にとって何 故必要なのかは背後に押しやられ、納税者の 負担がいかに過酷かといった議論になりがち である。その結果、必要な増税は拒否される か先延ばしされ、国の借金である財政赤字の みが絶えず増え後世代に負担を残すことにな る。」(13)と指摘されている。こうした指摘も 日本において、「量入制出」の考え方が支配的 であることを示すものである。

なお、日本では、今日「量入制出」の考え 方が支配的であるとしても、戦後と比べれば、 社会福祉などの「量出」の議論が盛んに行な われるようになってきたといえる。日本国憲 法 25 条の生存権の性格をめぐっては、戦後 の憲法制定当時からいろいろと議論されてき た。憲法25条1項は、「すべて国民は、健康 で文化的な最低限度の生活を営む権利を有す る。」と定め、さらに、2項は、「国は、すべ ての生活部面について、社会福祉、社会保障 及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければ ならない。」とうたっている。最初に登場した プログラム規定説によれば、憲法 25 条は、 国に対してそこに規定された理念を実現する ための政策的指針ないし政治的責務を定めた ものであって、ここから直ちに具体的な法的 権利の主張をすることができないと説くもの である。1948年(昭和23年)のいわゆる食 糧管理法違反事件において、最高裁判所はプ ログラム規定説と同趣旨の判示をした(14)。し かし、その後、憲法 25 条の趣旨を具体化さ せる社会福祉立法の措置が多岐にわたってと られるようになった。このように社会福祉の 充実の要請に応えるための「量出」の議論が 高まってきたが、高度経済成長期においては 法人税等の自然増収がもたらされていたこと から、「制入」の議論を積極的に行なう必要性 は高くはなかったと考えられる。

今日のような経済社会情勢と逼迫した財政 事情のもとでは、国民が人間らしい生活を営むために、政府が本来なすべきことは何かということを認識しやすい状況になってきたのではないかと考えられる。小宮山宏前東京大学総長は、日本には、エネルギーや資源の欠乏、環境汚染、ヒートアイランド現象、廃棄物処理、高齢化と少子化、都市の過密と地方の過疎の問題、教育問題、公財政問題、農業問題などの課題が山積しており、これらの課題はまだどの国も解決したことのないものであり、やがて世界の課題になることから、日本は社会システムの変革まで含めた新しいモデルをつくっていくことにより、「課題先進

国」から「課題解決先進国」に向かうことが 日本の世界史的な役割になるという趣旨のこ とを述べている(15)。これらの課題に更に加え るとすれば、不況下の雇用確保の問題、自殺 が多発している問題(16)、大地震等の災害対策、 各種の伝染病対策、薬物依存の問題、子供を 巡る問題(虐待、犯罪的な「いじめ」等)、障 がい者への対応などをあげることができる。 人々が働いて生活の糧を得ることや、子孫を 安全に残すことなど、人間の生活や生命に関 わる根源的な諸課題は、個人や特定の集団だ けでは解決が困難であり、政府による対応が 必要とされるものである。これらの諸課題へ の対応は、国だけでなく、国民に近い位置に ある地方政府や NPO などによる地域社会に おける活動が特に重要となる。グローバル経 済の進展とともに、国家への帰属意識や社会 的信頼感が希薄になる中で、地域社会の役割 の重要性が指摘されている(17)。

また、政府に求められる本来の役割やその 規模は、国によって異なる。よく引合いに出 される典型的な例をあげておくと、低福祉・ 低負担の国の代表であるアメリカでは、伝統 的に国民は政府に対してあまり依存せず自助 努力が求められる。政府の公的サービスで足 りない部分を補うために、NPO による非営 利活動が活発に行なわれている。ただし、 2010年3月23日に医療保険改革法が成立し たことにより、今後は状況が異なってくるか もしれない。また、アメリカでは累進課税に よる個人所得課税の税収割合が比較的高い。 これに対し、高福祉・高負担の国の代表であ るスウェーデンでは、コミューン(地域的・ 行政的組織)(18)が公共サービスの中心的な担 い手となり、国民と政府との高度な信頼関係 のもとで、その財源は付加価値税と個人所得 税を中心に国民に広く負担してもらい、また、 付加価値税の逆進性の問題については、給付 を通じた所得再分配政策により解決が図られ ている。

ここで、国民負担率(和税負担率と社会保 障負担率の合計) を国際比較することの意義 について考えてみたい。「量入制出」の考え方 のもとでは、どのくらいまでなら国民が負担 可能かをまず量るので、例えば、財務省の 「OECD 諸国の国民負担率 (対国民所得比)」 (19)によれば、29 カ国の中で日本の国民負担率 は下から5番目と低水準にあることから、そ の数値の国際比較だけで、国民にはまだ負担 余力がありそうだから負担を増やすべきだと いう主張につながりうる。一方、「量出制入」 の考え方のもとでは、国民負担率の数値比較 はあまり意味がない。「量出制入」の考え方の もとでは、日本がとるべき福祉政策等の決定 を行ない、そのためにはどれだけの費用がか かるのかを量ることが先決となる(20)。すなわ ち、自助努力を前提とする低福祉政策をとる のか、それとも国民に安心を与えるだけの高 福祉政策をとるのかなどを選択した上で必要 な予算はいくらかを決めることになる。後者 のみちをとるのであれば、特に財源確保が問 題となる。

それでは、もし「量出制入」の考え方を基本に据えたとした場合、日本は低福祉・低負担又は高福祉・高負担のいずれのみちをとるべきであろうか。少子高齢化問題を含む諸課題が山積する「課題先進国」日本においては、低福祉・低負担という政策の選択肢はもはやとりえないであろう。福祉をはじめとする重要課題の解決には、財源が必要である。

「量出制入」の考え方に立てば、「課題先進国」日本が抱えている諸課題を解決していくためには、「量出」について更に議論を深めていくことが必要であろうし、そして、その「出」が決まれば、次に社会共通の費用について社会の構成員たる国民がその負担を受入れなければならないという覚悟が求められることになる。

麻生政権当時に公表された「持続可能な社 会保障構築とその安定財源確保に向けた「中 期プログラム」 (平成 20 年 12 月 24 日閣議 決定)(21)の中に、「中福祉・中負担」という 語句がある。この語句からは、中くらいでほ どよいというイメージよりは、幅が広くてど っちつかずのイメージを国民にもたれてしま う可能性がある。語句の持つイメージは、租 税負担に対する国民の熊度に影響を与えるだ けに重要である。「中期プログラム」の中で述 べているように、「急速に進む少子・高齢化の 下で国民の安心を確かなものとする」のであ れば「高福祉」という語句の方が相応しいで あろう。また、「必要な給付に見合った税負担 を国民全体に広く薄く求めることを通じて安 定財源を確保する」という表現の中の「広く 薄く」の語句は玉虫色である。 高福祉に見合 った高負担と言い切れないところに、国民感 情への配慮がうかがわれる。しかし、これか らは、政府の決断と国民の覚悟が求められる 時代ではないかと考える。

(5) 2つの考え方の前提にある意識

ここでは、「量入制出」と「量出制入」のそれぞれの考え方と、国民意識との関係について整理しておきたい。「量入制出」が主張される背景には、財政支出の膨張が放置されている、あるいはその対処が不十分であるという認識が前提として存在している。すなわち、政府への信頼度が低いことが前提としてある。

これに対し、「量出制入」の考え方のもとでは、必要な財政支出が決まれば、社会共通の費用について社会の構成員たる国民にその負担を求めることから、政府は国民の理解と信頼が得られるように、財政支出の過程において公平性・透明性を確保するために不断の努力をすること、また、国民も税金の使いみちについて監視を怠ってはならないことが前提条件として求められる。もし、この条件が満たされなければ、財政支出の膨張と増税という結果をもたらし、批判を招くことになる。

要するに、「量出制入」と「量入制出」の考え方の違いには、国民の政府に対する信頼度

と国民の租税負担意識の違いが前提として存在する。更に突き詰めると、「量出制入」の考え方のもとでは、人間の生活や生命などに関する根源的な諸課題の解決策を優先的に考え、租税収入はそのための手段として明確に位置づけられる。これに対し、「量入制出」の考え方のもとでは、租税収入の確保が達成できなければ、社会保障は切り捨てられても仕方が無いという発想につながりうる。

区分	「量入制出」 の 前 提	「量出制入」 の 前 提		
国民の政府に対す る信頼度	低	岩		
国民の租税負担の 意識	低	哥		
国民の財政支出に 対する関心度	低	高		

筆者は、人間の生活や生命などに関する根源的な諸課題の解決策を優先的に考え、租税収入はそのための手段として明確に位置づける「量出制入」の考え方の方が、理念としては正当ではないかと考える。この考え方は、2(1)で述べる会費説の考え方と整合する。

また、税金の使いみちの監視や効果的な使 われ方の観点からも、「量出制入」の考え方の 方が優れていると考える。税金の効果的な利 用のためにはきめ細かい工夫をすることが必 要となるが、その動機付けのためにも「量入」 ではなく「量出」を優先的に考えた方がよい。 子供手当てを例にとると、その給付金を対象 者に配付しても、その目的のために使われる とは限らないので、例えば、資力のない人々 が選ぶ特定の消費だけに国庫補助を与えると いうような現物給付の方式(22)などは効果的 であると考えられる。「民」の分野に見られる ように、もともと、日本人は、顧客のニーズ を的確に汲み取り、きめ細かく多種多様で高 品質な財やサービスを開発し販売する能力に 長けている。これとは対照的に行政の事業仕 分けの対象となった事業の中には、不要・不 急なもの、重複するものがあり、「民」の発想 によるものと比べてかなり劣るものがある。 「官」は予算消化を第一に考える傾向にあり、 国民の満足度を高めるようなサービスの開発 力は必ずしも十分に備わっていない。「民」と は予算の仕組みや手続きが異なるとはいえ、 行政サービスの提供の仕方に「民」の発想を 取り入れる余地は少なくないと考えられる。

1(1)の冒頭の『礼記』の引用文にあるように、当時の主要な財源は、五穀(米、麦、栗、豆、黍)等の穀物であった。穀物の収穫高は、天候や自然災害などによって大きく左右される。隣国を制圧しそこから穀物等を搾取しないという前提のもとでは、毎年、領土内で収穫された穀物を国家運営の主要財源とするしかないのであるから、「量入制出」の考え方が唱えられるのも道理かもしれない。この教えは、専制的な君主制のもとにおいて、財政支出の膨張と増税に歯止めをかけるという意味があったのではないかと考えられる。

一方、今日のように貨幣経済や信用経済が 発展している時代においては、課税物件の異 なる複数の種類の税金が存在し、それぞれ固 有の特徴を有している。基幹税と呼ばれるも ののうち、所得を課税物件とする法人税や事 業所得者の納める所得税の収入は、景気動向 によって大きく左右される。今日のように政 府による公共サービスが多様化し、その規模 が増大している時代において、「量出制入」の 考え方を中心に置くとすれば、景気動向の影 響をあまり受けずに必要な財政支出を賄える だけの安定財源が求められることになる。消 費税は、その安定財源として期待されている。 消費税がなぜ安定財源となりうるのかという 理由の確認と、消費税を巡る国民意識につい ては、後の4(2)(3)(4)で論じる。また、今日の ような民主主義の時代おいては、国民は税金 の使いみちを監視することができる。しかし、 国民がその監視を怠れば、「量出制入」の前提 が崩れ、財政支出の膨張を招くことになる。

2 租税負担に関する国民意識

(1) 租税の根拠と国民意識

ここでは、租税がなぜ課されるのかという 根拠となる考え方(租税根拠論)とそれに対 する国民意識について考察する。

租税根拠論としては、租税を市民が国家から受ける利益の対価と見る利益説と、国家はその任務を達成するために当然に課税権をもち、国民は当然に納税の義務を負うとする義務説がある(23)。利益説は、税負担の配分の基準として実際的でないという問題があり、また、義務説は権威主義的な国家思想に結びつくという批判がある。

今日では会費説(24)が有力である。会費説は、 国家社会の維持のための必要な経費を国民が その負担できる能力等に応じて支払う「会費」 のようなものとする考え方である。このよう な考え方は、日本国憲法 30 条「国民は、法 律の定めるところにより、納税の義務を負う」 の解釈からも可能である。金子宏東京大学名 誉教授は「日本国憲法も、国家は主権者たる 国民の自律的団体であるから、その維持およ び活動に必要な費用は国民が共同の費用とし て自ら負担すべきであるという考え方(民主 主義的租税観)に基づいて、納税の義務を定 めていると解すべきであろう」(25)と述べてい る。会費説のような考え方は、租税政策の決 定や執行をする上での基本的な理念となりう る。平成 22 年度税制改正大綱においては、 「「支え合い」のために必要な費用を分かち合 う」という語句を用いながら、人間が生きて いく上で大切な真善美を感じさせるような表 現で会費説の考え方が示されている(26)。

それでは、会費説の考え方は、日本人の意識の中にどの程度定着しているのであろうか。 国民の側は、租税を必ずしも社会共通の経費の分担であると考えているとは限らない。平井源治明海大学教授は、特定の3地域の住民を対象として財政意識に関するアンケート調査を2000年に実施している。その中で「税 金」という言葉から連想するイメージについての質問項目があり、それに対して、否定的な回答(罰金、没収)は約3割もある⁽²⁷⁾。日本では、租税負担に対してネガティブな態度を示す人々は少なくないようである(後述4(5)図表8参照)。

神野教授は、「民主主義 democracy とは民衆 (demos) が権力をもち支配する (cracy) ということですから、民が統治し支配するものであるのに、日本ではそういう意識がまったくない。自分たちの外部に存在する支配者が取っていく、あるいはその支配者に上納するお金だという意識なので、税に抵抗感をもっている。税は本来、社会の構成員が共同の事業をやるために、お互いに民主的に負担しあうものであるという意識がまったくない。」 (28)と述べている。

また、石弘光放送大学学長は、日本人は、 租税の負担とその使途を別個に考える結果、 租税はできるだけ少なく、政府の公共サービ スはできるだけ多い方がよいという無理な要 求をしがちであり、税金とサービスの間で関 係をつけないで考える結果、税金を「とられ る」という言い方になってしまうという趣旨 のことを述べた上で、その原因の一つとして、 欧米社会では市民革命を通じて市民が自ら近 代国家・社会を作り上げたという意識があり、 税金の使いみちを監視するという文化が根付 いているのに対して、日本人にはその歴史的 経験がないことを指摘されている⁽²⁹⁾。

上記のとおり日本人の納税者としての意識

は希薄であるとの指摘があるが、今後も、このような状況が続いていくのであろうか。将来の生活不安などから、租税負担に関して無関心ではいられない人々も増えてきていると見られる。

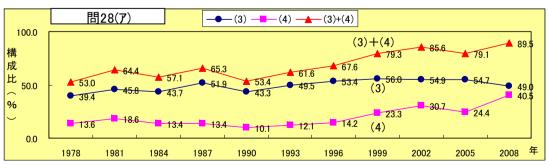
内閣府国民生活局の国民生活選好度調査 (30)の結果(図表1参照)によれば、長期的に見て、暮らし向きや老後の生活に不安を感じる者の割合が増加傾向にある。また、近年になるほど、その不安をはっきりと示す人の割合が高まっている。

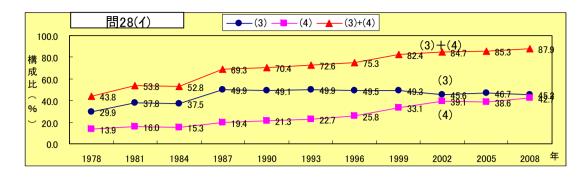
【図表1】

- 問 28 (7) 「世の中は次第に暮らしのよい方向に 向かっている」という意見について、ど のように思いますか。
 - (4) 「自分の老後に明るい見通しを持って いる」という意見について、どのように 思いますか。

いずれも選択肢は、(1)全くそうである、(2) どちらかといえばそうである、(3)どちらかといえばそうではない、(4)全くそうではない、の4つである。次のグラフは、(3)と(4)の否定的な回答をした人の割合を示している。

他のアンケート調査でも、社会保障制度に対する不安などから将来の暮らしが厳しくなると考えている割合が4割を超えているという結果が出ている⁽³¹⁾。





国民が将来の生活に不安を感じている原因としては、社会保障制度への不信や景気低迷による経済的不安(家計圧迫)など様々な要因が関係していると考えられる。こうした状況にあって、最近の世論調査によれば、行政の無駄を排除することを条件に消費税率の引上げも止むなしと考える者が半数程度いるようである(32)。

(2) 租税に対する二重の意識

人々は、租税に対して様々な考えや感情を 抱いている。人々が租税に対して有する意識 を便宜的に次の二つに分けて整理したい。

その一つは、生活資金やその他の欲求を満足させるための資金を確保するため、所得税等の負担をできるだけ軽くしたいという意識である。これは、日本人に限らず誰しもが普遍的に抱きうる意識である。この意識は、富裕層であれば租税回避行動につながるし、低所得者層であれば家計の圧迫要因である税負担を少しでも減らすような節税行動につながる。人々は生存する限り消費をするのであり、そのための資金を確保する必要があるので、このような行動パターンは、国民性による違いはあまりないように思われる。

租税に対するもう一つの意識は、(1)で述べたように、社会の構成員として社会共通の費用を分担しなければならないという意識である。このような意識は、健全な社会を形成・維持する上で必要なものであり、社会のルールを守ろうとする規範意識にもつながる。各個人が抱くこのような意識は、その属する国

の民主主義や福祉社会の成熟度に応じて育まれるし、逆に、それらを更に進化させる。

租税の本来の意義によれば、政府による公共サービスの提供と納税者の租税負担は、給付と反対給付の関係 (対価関係) にはない(33)。すなわち、公共サービスについては、価格を付けて費用を回収するという市場の取引は成立しない。しかし、国民一人一人が租税負担を納得して受け入れるためには、意識レベルにおいて、租税負担と公共サービスの受益とを結びつける何らかの連結環が求められるはずである。租税負担に込められた意味を、どのように理解したらよいのであろうか。

神野教授は、市場原理は個々の支払いに対して個々の利益を得るという「対価原則」であるのに対し、租税は社会全体で負担し、「安心の給付」を社会全体で受ける「等価原則」になると述べている(34)。「安心の給付」を社会全体で受けることの意味について、出産・子育てや失業等に対する政府の経済的支援を例にとりながら考えてみたい。

今日では、子育てを社会全体で支援するという考え方から、子供手当ての支給や給付付き税額控除などの政策が実施ないし検討されている。子育てに伴う喜怒哀楽をひととおり経験した中高年層の中には、自分の子供が成長し経済的に独立した段階において、子育てを社会全体で支援するという考え方に共感できる人々も少なくないであろうと思われる。

しかし、多くの人々が抱く関心は、マスメ ディアでもよく取り上げられるように、子育

て支援を目的とした所得再分配政策によって 世帯モデルごとにどれだけの損得が生じるの かという計算ではないだろうか。子供のいる 家庭や近い将来子供を持つ予定の家庭では、 その政策を支持することが多いであろう。一 方、子供を持つことを考えていない人々にと っては、自分の受益と直接結びつかないよう な負担増を受け入れるとは限らない。一般論 としては、子どもが増えれば経済は活性化す るし、また、子供が将来の社会保障制度を支 えることができるという理屈もありえようが、 これを心情的に受入れるとは限らない。むし ろ、子供を持つことを現在考えていない人々 に対しては、子育てを経験したいと思ったと きには、いつでもその支援を受けられる環境 が提供されているということが、「安心の給 付しを社会全体で受けることの一つの意味で あると理解すればよいであろう。

次に、失業等の事由により給付金が支給される場合について考えてみたい。勤務先の会社の人員整理や倒産などにより、人々は職を失うことがある。また、景気低迷による業績不振等により自分で経営していた事業に失敗することがある。会社で6ヶ月以上働いた期間があれば、失業した後の一定期間、雇用保険制度から転職や再就職を支援するために失業保険・失業手当が支給される。なお、失業給付制度は、働けるにもかかわらず、働かないで失業保険・失業手当を受取るというモラルハサードが生じると、国民の納得が得られにくいことから、欧州諸国では不正還付・不正受給を防ぐために給付付きの勤労税額控除が導入されている(35)。

失業した人々はもちろんのこと、現時点で 仕事を有している人々であっても、予期せざ る事情により失業等をする可能性があるので、 失業給付制度の恩恵を受ける機会は等しく国 民に与えられている。このことから、「安心の 給付」を社会全体で受けているといえる。

また、今日の雇用情勢には深刻な問題が潜

んでいることから、以下では人間の生活と生命に関わる象徴的な問題に焦点をあて、人々の心理的側面から更に深く考えてみたい。

失業等により生活に困窮するなどによって 深刻な事態に陥り、中には自殺に追い込まれ る場合も少なくない。自殺は、亡くなった方々 だけの問題ではなく、その人につながる数倍 ~数十倍いる親族や友人などに深い嘆き・悲 しみをもたらす(36)。 日本では、平成 10~20 年まで 11 年連続で自殺者の数は3万人を超 えている状況にある。この 11 年間の合計だ けで実に 35 万 7.854 人もの方々がその尊い 命を落とされている。警察庁の平成20年の 調査によれば、自殺の原因・動機が明らかな もののうち、「健康問題」が 47.5% (延件数 の構成割合、以下同様)で最も多く、次いで 「経済・生活問題」(倒産、事業不振、失業、 就職失敗、生活苦等)が23.2%と多くなって いる(37)。自殺の主な動機は健康問題であるが、 精神疾患の発症の多くは、生活上の心理的、 身体的ストレスと密接に関っているといわれ ている。精神科医の河西千秋氏(横浜市立大 学准教授) は、その著書『自殺予防学』の中 で、次のように述べている。

「日本が経済大国となって以降、今ほど、働くことが喜びにつながりにくい時代はないかもしれない。バブル経済崩壊以降、行政も企業も、そして家計も支出は緊縮している。終身雇用制は崩れ、雇用の安定性は誰にとっても重大な問題となっている。企業は、収益が上昇してももはや雇用を増やす方向には向かわず、ひたすら効率重視と競争力拡大へと向かう。物事の価値はすべて金銭で数えられ、被雇用者は常に『今まで以上』を求められ、で良くやった』と賞賛されることはほとんどない。」(38)

非正規の従業員の割合が増加(後述 4(2)図表7参照) すれば、企業の支給する給与の一部が固定費から変動費に変わり、それによって企業の表面上の利益の額は増えるであろう

が、その代償として、働くことの喜びや幸福 感を喪失する人々も増える。正規と非正規の 二極化は、仕事の共有感や連帯感を失わせる。

企業で働くことは、人々が抱く幸福感と密 接に関わっているとの研究がなされている。 草郷孝好関西大学教授は、『希望学「4〕希望 のはじまり一流動化する世界で』において、 従来、経済学では、雇用の必要性や意味合い を個々人の主観的な幸福感や満足度との観点 から整理してきていなかったが、ここ 10年 の傾向として、経済学において、物質的な豊 かさを越えて、心の豊かさにメスをいれ、人々 の幸福や心身の健康を高めるための研究が進 みつつあると分析している(39)。その中で、雇 用と人々の幸福感や満足度との関係性に関す るものとして、失業者は勤労者よりも幸福度 がはるかに低いことを検証し雇用の有無こそ が人々の幸福度を大きく左右することを示し た研究(Frey, B.S. and A. Stutzer 2002)など を紹介している。

政府による公共サービスは、本来、人々の 生活の質を豊かにするためのものである。そ れは、人々の安心感を高めることでもある。 また、将来への心配・不安を軽減ないし解消 することでもある。

岡沢憲芙教授は、人生のさまざまな段階、 状況の中で人々が必要とするとき、必要な援助を社会の集合的努力で提供することが、スウェーデン型福祉社会の理念であるとすれば、その主導価値は、自由、平等、機会均等、平和、安全、安心感、連帯感・協同、公正である旨述べている。そして、そのうちの安心感の説明の中で、「人生の各段階で市民を恐怖に追い込む不安は次の七つである。生活大国の政治は、具体的政策でこうした不安から市民を解放する必要がある」と述べ、その不安の中身として、「①生まれてくることへの不安の中身として、「①生まれてくることへの不安の中身として、「①生まれてくることへの不安なの本会に変を過れることへの不安、②積になることへの不安、④社会的孤立・孤独の不安、⑤不本意に死を迎える不安、 ⑥老後生活への不安(年をとることへの不安)、⑦教育機会喪失の不安」を挙げている(40)。 人々が抱く不安の原因は、どの国の人々にも普遍的に当てはまる。その国の経済的規模とは、直接的な関係はない。日本においては、戦後、経済の発展とともに各種の社会保障制度(41)も充実してきた。しかし、今日、多くの人々が自分の将来に不安を感じているとすれば、その主な原因の一つは、現行の社会保障制度に不備なところがあると思っているからであろう。社会保障制度を拡充・整備することにより、不安を軽減ないし解消することこそが、政治に課せられた課題となる。

前出の精神科医の河西氏は、「自殺は人の健 康や生活に深く関わる問題であり、世相を映 す鏡だといえる。ある国で自殺が多ければ、 とりもなおさずそれは自国民の命を護る決意 や力がその国に十分に備わっていないという ことに他ならない。また、国民生活に関わる 国全体のシステムが機能していないというこ との証である。もしも保健・福祉問題をなお ざりにして経済的に国力を回復すること一辺 倒で政策を進めようとするのであれば、まさ にそれは形こそ違え富国強兵時代に逆戻りで ある。」(42)とまで述べている。そして、交通 事故対策には多額の予算が投じられ、その対 策が功を奏し交通事故死者数が減少してきた (43)のに対し、日本の自殺対策は予算が不十分 であり、自殺対策基本法が平成18年10月に 施行されたものの、自殺対策に関する情報収 集・研究支援、地方自治体の取組みなど自殺 を防ぐための社会的仕組みが十分に整ってい ないという問題を指摘している(44)。

以上、人間の生活や生命に関わる象徴的な問題をとりあげた。「量出制入」とは、支出の額を先に計算した上で、それに必要な収入を確保するということである。この語句の表面上の意味だけをとらえると、租税、財・サービスの額の決め方の優先順位を示したものと解されやすいが、これはあくまでもプロセス

である。カネとモノは、手段に過ぎない。国 民の負担する租税を財源として、政府が必要 な財・サービスを国民に提供することによっ て、人々の幸福感や安心感をいかに高めるか ということが究極の目的である。「コンクリー トから人へ」というだけでは不十分である。 「人へ」のバラマキに終わらないようにする ために、「量出」の場面では「選択と集中」に よって、生活困窮者などために効果的援助や 側面支援の環境整備等を行い、それによって、 国民全体が抱いている不安感の総和を減少さ せることが究極の目的である。

また、「制入」の場面における納税者としての心理について言えば、所得税等の負担をできるだけ軽くしたいという意識を抱くのは当然であるとしても、もう一つの意識、すなわち、社会の構成員として社会共通の費用を分担しなければならないという意識をもつことも求められるが、それは国民全体の幸福感を高めることにつながるということをイメージすることでもある。

このようにして、「量出制入」の考え方に基づく財政上の仕組みの中で、政府と国民がともに「信頼」という無形のインフラを築いていくことが求められる。

3 社会心理学的アプローチによる考察

上記1では「量入制出」と「量出制入」という枠組みにおいて、国民の政府に対する信頼度、国民の租税負担の意識、国民の財政支出に対する関心度がどうなるかについて考察した。既述のとおり、日本人には、これらの意識が低いという指摘がなされている。ここでは、その理由について、日本人の心の動きに着目して考察する。社会的環境の中で個人や集団がどのような行動を示すかを研究する学問として、社会心理学(Social psychology)がある。この学問分野の研究結果の中には、日本人の租税負担に関する意識を考察する上で参考になるものが少なくないと思われる。

ここでは、本稿でとりあげた論点に関連する ものを取り上げて考察する。

(1) 集団主義的思考と個人主義的思考

団塊の世代 (1947~1949 年生まれ) (45)の 人々の多くは、故郷を出て都市のサラリーマ ンとなり、日本の高度経済成長を牽引してき た。この時代において、人々の地域社会への 帰属意識や親類同士の家族意識は希薄となっ たが、終身雇用と年功賃金を柱とする日本式 経営のもとで、会社への帰属意識が高まって いった。核家族と職縁社会が生まれ、人々の 多くは、会社のために長時間懸命に働き、社 内で出世し好評を得ることや、自宅を保有す るなど物質的に豊かになること、また、子供 を育てて大学を卒業させることを人生の成功 と思うなどの共通的な価値観をもった。人々 は、会社において、集団的意志決定に参加し、 また、多額の交際費や福利厚生費を使い、「社 用族」などと呼ばれ、家庭よりも職場の付き 合いに長い時間を費やしてきた。このように 人々は、会社内では孤独を恐れ、仲間の評判 を大切にしながら生きてきた。

団塊の世代の人々に限らず日本人は、特に会社内において集団主義的に振る舞ってきたことから、集団主義的な考え方をもった人たちが多いといわれることがある。そのように理解している人々も少なくないであろう。ところが、社会心理学における調査に基づく研究結果からは、そのような一般常識的な理解とは逆に、日本人には個人主義的な心の持ち主が多いということが明らかになっている。

社会心理学者である山岸俊男北海道大学教授は、日本人に対するアンケートを実施し、多くの日本人は「自分自身は集団主義的な考え方をしていないが、周りの人たちは集団主義的な考え方の持ち主である」と思っている、との研究結果を発表されている。ここでいう集団主義とは、自分の利益よりも、自分の属している集団(会社や地域関係、あるいは国など)を優先させる態度や考え方を言い、個

人主義とは、自分のことをまず優先させることをいう。そして、山岸教授は、その結果を踏まえ、「日本人は自分たち日本人のことを集団主義的な傾向があると考えているが、ただし『自分だけは例外』と考えている集団である」という仮説を示されている(46)。本心では個人主義の考え方を持つ日本人が多いにもかかわらず、集団主義的な社会であると勘違い(47)をしているのである。「他の人たちは個人主義者に批判的だろう」と思いこんでしまうことで、実際には誰もそうは思っていなくても、個人主義者が批判されてしまうという現実が生まれてしまうと説明されている。

山岸教授の仮説によれば、日本人は内発的な意思によって、集団帰属意識があるのではなく、外部との関係によって、周囲に協力しているだけであるといえる。逆に、外部との関係が希薄になれば、非協力になるということである。このような日本人の特徴を、租税制度の形成過程における行動と単純に結び付けて考えることは難しいのかもしれないが、ここでは、次のような推論を示しておきたい。

日本人は個人主義の心の持ち主が多いが、 自分が直接接触している勤務先の会社や地域 社会においては、周囲の人々は集団主義的に 行動していることから、集団主義的な心の持 ち主だと思い込んでいるので、自分は個人主 義者であるとの批判を受けないように集団主 義的に行動することが多い。しかし、国との 関係になると、自分との距離感が出てくるの で、集団主義的に振舞う必要がなくなり、租 税政策に関する事柄については、内発的な意 思である個人主義的な考え方に基づいた行動 が表に現れることになる。例えば、増税また は減税が争点となっている選挙において、自 分の利益に直接結びつかないような増税には 反対し、また、減税には賛成ないし受動的に 受入れるなどの行動である。あるいはそもそ も政治に無関心になることも、個人主義的な 考え方に基づいた行動であろう。

(2) 「社会的ジレンマ」と「沈黙の螺旋」

社会心理学では、社会的ジレンマ(social dilemma) の問題が研究されている。これは、 個々人にとって望ましい行動が、集団全体に とっては望ましくない状況を指す。社会的ジ レンマの例として、個々人にとっては、猛暑 に耐えるよりは快適な冷房のきく部屋にいる 方が望ましいが、皆が皆そう考えて電力を消 費し続けると、有限である石油資源の消費が 激しくなるのと同時にヒートアイランド現象 まで引き起こし、ますます冷房が必要になっ てしまうということがあげられる(48)。他の例 として、自家用車の利用による排気ガスの排 出、熱帯雨林における農地拡張のため森林伐 採、食料用生物の乱獲などがある。自分の目 先の利益だけを考えて行動すれば、自然環境 の汚染・破壊、生態系への悪影響・種の絶滅 などにつながり、結局は全員がより大きなコ ストを支払うことになってしまう。

それでは、人々の租税負担を巡る行動において、社会的ジレンマと呼ばれる現象ないしはそれに類する現象は存在するのであろうか。 例えば、次のような想定例の場合はどうか。

【想定例】

多くの人々が、将来の福祉財源の確保と財 政再建を目的とした増税法案に反対して、投 票を行なったとする。そして、国会では、選 挙結果や国民世論を受けて、その法案が廃案 になったとする。これによって、人々は、増 税を回避することができ、自分の可処分所得 の減少を食い止めることができたとする。し かし、そのことによって、財政赤字が更に拡 大し、国家予算の配分額の中で公債の元利金 の支払いに充てなければならない支出が増え、 社会保障、文教、公共事業に当てる政策予算 が削られることになり、個々人が享受する行 政サービスが低下したとする。また、国債の 信認低下や金利上昇を招き、その結果として、 投資が抑制され、消費も減少し、経済が低迷 したとする。

将来の福祉財源の確保を目的とした増税に 賛成することを「協力」、それに反対すること を「非協力」と呼ぶと、一人一人が投票行動 において「協力」か「非協力」かどちらかを 選択できる状況にある。そして、一人一人は 「協力」を選択するよりも「非協力」を選択 し、選挙の結果、自分の可処分所得の減少を 食い止めることができれば、望ましい結果が 得られる。しかし、上記のような行政サービ スの低下による不利益や経済的損失が国民全 体に将来にわたって拡散してしまうという問 題も生じる。このような想定例は、人と人の 作り出した制度との間で生じるジレンマであ り、人と自然との間で生じる一般的な社会的 ジレンマの事例と比べて、共通するところも あるが、マスメディア、世論形成、選挙(投 票行動)、政治・行政過程が介在するという点 で、異質なところもある。

それらのうち、世論形成と人々の意識や行動の関係に着目してみたい。社会心理学の分野では、世論の形成は「沈黙の螺旋(spiral of silence)」ともいうべき過程に大きく依存しているという研究がなされている。「沈黙の螺旋」の要点は、次のとおりである。

「孤立を恐れる人間は、自分の意見を多数・優勢と認知すると、公の場でも自分の意見を表明しやすくなり、少数・劣勢と認知すると、意見を表明しにくくなる。しかも、そうした意見表明状況はマスメディアによって広く伝達されるため、多数・優勢な意見は実際よりも多数・優勢に、少数・劣勢な意見は実際よりも少数・劣勢にみえるようになり、しかも、そのことが原因となって、さらなる意見表明や沈黙が生まれる。こうした世論の収斂過程を E.ノエル=ノイマン (Noelle-Neumann, 1993) は「沈黙の螺旋」とよんで議論した。」(49)

池田謙一東京大学教授は、社会的コンフリクトと変動が増大することによって社会的に適切な行動が不明確になるほど、受け手のメ

ディア依存度は増大すると考えられるとし、 次のように指摘されている。

「受け手が、社会変動下でのリスク低減のために、メディアが提示する「行動モデル」を暗黙の指針とすることが考えられる。メディアがそのモデルを擬似的に正当化する機能を持つからである。こうしてマスメディアの情報に暗黙に含意されている行動のルールや価値観を、それに代わるものがないままにマスメディアの公開する情報が唯一無二の情報がでするといった状況の下では、マスメディアが世論の形成に大きな役割を果たすことは目に見えている。報道を通じて公開された「世論」は、受け手にとって多数派意見の証しだからであり、彼/彼女にとってはそれが適応すべき環境となりかねない。」(50)

そして、日本における 1989 (平成元) 年の 消費税導入時の世論の動きには、そうした要 素が含まれていたとしている。池田教授らは、 1986 (昭和 61) 年秋に当時の中曽根首相が 売上税について考慮していることを公言し始 めてから、1989 (平成元) 年に消費税が実施 される直前までの朝日新聞と読売新聞の分析 を行なった結果、次のように述べている。

「新聞の記事内容が少なくともそのときどきの社会における情報環境の主要な部分を構成しており、その情報環境が有権者の政治的アクターに対する認知に影響を与え、それがさらに当該のアクターに対する支持率に反映されていると、読みとることができそうである。税制改革という一般的なコンテキスト内での自民党=アクターに対する新聞紙面上の言及は支持率にプラスに作用しているが、一方で、間接税導入の主アクターは自明に政府自民党であるために、間接税=自民党=「けしからん」とのアクター行動情報が結果として続者の脳裏に生成される。かくして、アクターとしての自民党の行動を伝える報道、つまり消費税・売上税の間接税に直接関わる報

道が自民党の支持率の低下に大きく貢献した、 と推論されるのである。」(51)

日本では、全国紙の発行部数がそれぞれ多 いことから、それらが人々の意識や世論形成 に与える影響力が大きいと考えられる。米国 と比較すると、全国紙 USA トゥデイとウォ ールストリート・ジャーナルの発行部数が約 200 万部、ニューヨークタイムズの発行部数 が約100万部であるのに対して、日本の全国 紙では、例えば、読売新聞の発行部数が1000 万部、朝日新聞の発行部数が800万部を超え ている(52)。全国紙の系列のテレビ局の報道も 同様に、国民意識や世論形成に大きな影響力 をもつことになる。大石裕慶應義塾大学教授 (メディア・コミュニケーション研究所所長) は、社会的格差の広がりを誰もが自覚するよ うになったとはいえ、日本ではいまだに「中 流意識」が根強くあり、日本人は「皆で同じ 情報に接している」という安心感から、とり あえず多くの家庭では新聞をとり続けており、 誰もが知っていることを自分も知っていると いう安心を多くの人が感じていたいのである と指摘している(53)。「沈黙の螺旋」やマスメ ディア依存の現象はどこの国でも起こりうる ことであるが、日本ではマスメディアの状況 から、その現象がより起こりやすい環境にあ るのではないかと考えられる。

日本型付加価値税の制度の導入をめぐっては、以下の枠内に示したように様々な葛藤が歴史的に繰り広げられてきた(54)。当時、税制自体の議論よりは、政党や政治家個人の行動様式に関わる問題についてマスメディアが過熱気味に報じたことによって、多くの人々はそれに過剰に反応し、日本の将来の高齢化の到来を踏まえた建設的な意見は、実態以上に「沈黙」してしまったこともあったのではないかと考えられる。

最近の世論調査によれば、行政の無駄を排除することを条件に、消費税率の引上げも止むなしと考える者が半数程度いるようである

(55)。国民がその負担増を受入れるかどうかは、まさに拮抗状態にあり、「沈黙の螺旋」の現象が生じうる状況には至っていない。政治主導の重要性もさることながら、世論形成に及ぼす影響を考えると、マスメディアの今後の論調は極めて重要であると考えられる。

1979 (昭和 54) 年 一般消費税の導入の企て とその挫折

大平内閣は、財政再建のために一般消費税(付加価値税)の導入を企てたが、9月の衆議院解散後の総選挙中に労働団体、商工団体、消費者団体等から反対意見を受け、大平首相は一般消費税を断念することを表明した。

1986 (昭和 61) 年 売上税の導入の企てとその挫折

中曽根首相は、1986年7月の衆参両院の同日 選挙期間中に、大型間接税を実施する考えはない という公約を掲げ、選挙で自民党は大勝利を果た したが、選挙後、売上税(日本型付加価値税)の 導入が企てられることになったが、このことが公 約違反としてマスコミや一般国民から厳しく追 求される結果となり、その後の統一地方選挙で自 民党が大きく議席を減らした。売上税を含む税制 改革案は国会へ提出されたが、一度も審議されず に廃案となった。

1989 (平成元) 年 税制の抜本改革 (消費税の 導入と所得税等の大幅減税等)

竹下登内閣のときに、今日の消費税(付加価値税)が平成元年4月1日に導入された。所得税、法人税および相続税の大幅な減税と抱き合わせで行われた。また、既存の間接税は廃止された。

1994 (平成 6) 年 国民福祉税の導入の企てとその挫折

細川首相は、1994年2月3日未明、国民福祉 税構想の草案を発表した。そこには、税率7%で 3年後の1997年4月1日から実施すると明記さ れていた。しかし、この構想発表は、唐突であり その手続きについて不信感を買い、また、税制改 革全体の不完全であるなどの批判を受け、この構想は白紙撤回された。

次に、上記【想定例】について、日本人に 特徴的な傾向に着目して考えてみたい。社会 的ジレンマについて、人々の協力行動を高め る働きをする要因について研究が行われてき ており、それらの研究結果のうち【想定例】 に関係しそうな点をあげておきたい。

社会的ジレンマについて人々の協力行動を 高める働きをする要因の一つに、「信頼感」が ある。すなわち、「相手に対する不信感は競争 的反応を助長しやすいが、相手も自分と同じ ように協力することを望んでおり、自分が協 力したら(それにつけ込んで自分だけ利益を あげようとはせずに)協力してくれるだろう、 という信頼感を持てる場合には協力的反応が 生じやすくなる」(56)というものである。

山岸教授は、日本とアメリカにおける集団 内の社会的ジレンマの解決の方法を比較しな がら、次のように日本人はアメリカ人よりも 信頼感が低いとの仮説を示されている⁽⁵⁷⁾。

日本社会は、歴史的にかなり長い間にわた って、集団間の移動が極めて小さい社会であ ったために、一つの集団のなかに社会的ジレ ンマ問題が発生した場合、その集団から抜け 出して別の集団に移ることにより、問題を個 人的に「解決」することが困難であった。そ の問題は集団のなかで解決するために、人々 の間での相互監視・規制を強めてきた。その ために、「内発的動機づけ」の低下が起こり、 次第に他人に対する信頼感が低下した。日本 人の「他人に対する信頼」は、他人が同じ集 団に属しており、その集団のなかで相互に監 視し規制しあっている場合に限られている。 だから、そのような監視や相互規制が成り立 たない状況に置かれると、他人の迷惑など無 視した「旅の恥はかき捨て」的な行動をとる ようになる。そうなると、相互監視・規制の

行き渡らない場面では、他人があまり信頼で きなくなってしまう。

上記1で述べたように、日本人の政府に対する信頼度が高いとはいえないことも、この仮説に示されたような日本人の心理が影響しているのかもしれない。この点は、国民同士あるいは政府との間で高度な信頼関係を築いて、国民が高負担を受入れているスウェーデンとは対照的である。

神野教授は、「二〇世紀から二一世紀への峠を、スウェーデンは「自信と楽観主義(confidence and optimism)」とともに越えた。スウェーデンの「予算説明書」は、そう胸を張って宣言している。これに対して日本は、二〇世紀から二一世紀への峠を、「不安と悲観主義」とともに越えるしかなかった。この対照的な相違は、「人間を信頼した国」と、「人間を信頼しなかった国」との相違だということができる。」と述べている(58)。

また、小澤徳太郎氏は、負担と受益について対照的な政策をとってきたスウェーデンとアメリカについて、次のように述べている。「スウェーデンは米国と同じように、日本に比べると個人の自立性が高く、自己選択、自己決定、自己責任の意識が強い国です。二〇世紀のスウェーデンは、国や自治体のような組織の力を通して、個人では解決できないさまざまな社会問題を解決してきたのに対し、米国は、個人の力による解決に重きを置いてきました。米国は、個人の力に根ざした競争社会であるのに対して、スウェーデンが自立した個人による協力社会をめざしています。」(59)

日本人は、相互に監視し規制しあっている 伝統的な狭い集団社会においては、他人との 信頼関係を意識的・積極的に築く必要はなか ったが、人的な流動性の高い現代社会におい ては、複数の他人や集団との信頼関係を必要 に応じて新たに築きながら、協力社会を形成 していくことが求められる。一方が他方に依 存や要求をするだけでは、信頼関係は築かれない。個人が国や社会に依存や要求をするだけでは、信頼社会は形成されない。伝統的に自立心や他人に対する信頼感が低いとされる日本人が、信頼関係を前提とする協力社会を築いていくための道筋はあるのだろうか。

山岸教授は、社会的ジレンマを解決するた めの一般的な原理として、「利他的利己主義」 という言葉を用いて説明している。自分が協 力的に行動することにより他人を協力に導く ことができれば、そして長期的に見て自分が 協力的に行動することのコストよりも他人が 協力的になることにより得られる利益の方が 大きければ、徹底した利己主義者は進んで協 力的な行動をとると述べている。そして、社 会的ジレンマ問題を解決するために最も重要 なことは、利他的利己主義者たちが進んで協 力する気になる環境を作り出すことであると 指摘している(60)。また、「社会的ジレンマ問 題は基本的には人々の心がまえの問題なので はなく社会制度の問題である」(61)とも述べて いる。

ここで、一般論として、利己主義と利他主 義について考えてみたい。利己主義とは、「自 己の利害だけを行為の規準とし、社会一般の 利害を念頭に置かない考え方」であるとされ、 また、利他主義とは、「他人の福祉の増益を行 為の目的とする考え方」であるとされる(広 辞苑)。これら二つの考え方は、観念的には明 確に区別されるが、現実社会における存在の 態様は不明確である。例えば、個人や私企業 が利害関係のないような社会福祉等の団体に 対して寄付を行なう場合であっても、根底に おいて完全に利害・損得がないとは言い切れ ないであろう。100%の利己主義と 100%の 利他主義は現実社会においてないとは言い切 れないが、大多数はその中間において、揺ら ぎながら存在していると考えられる。

人間は、ある程度利己的でなければ生存することができないし、また、ある程度利他的

でなければ健全な社会生活を営むことはできない。大多数の人々が、「情けは人の為ならず」すなわち、「人に親切にしておけば、必ずよい報いがある。」(広辞苑)という正当な利己主義の考え方(もっとも、その主観的なとらえかたは様々であろう)を持って行動することによって、健全な社会が営まれているという言い方ができるであろう。

こうした正当な利己主義が、ある程度の幅をもって、あるべき位置に安定的に留まるためには、真面目に義務を履行する人々が報われる信頼性のある社会的仕組みが必要となる。公的負担に関する社会的仕組みの重要な柱は、税制と社会保障制度である。人々がこれらの制度やその運営に対して信頼感を持つことができなければ、租税回避や脱税、社会保険料の未納問題等が更に顕在化し、「限界質量⁽⁶²⁾」を越えて、人々はまさに自己の利害のみを考える方向へと一機に傾いて流れてしまう不安定さを有している。

信頼のおける制度の導入とその財源確保の 選択は、国民の判断と政治家の決断に委ねられている。そして、新たな制度が導入されれば、その信頼性の維持は、適正な執行にかかっている。そのためにも、国税当局は、職業的使命感と高度な専門知識を有するマンパワーを今後も十分に確保していく必要がある。

4 各基幹税に関する国民意識

(1) 各基幹税の状況

政府の財政活動に必要な資金は、本来、租税によってその大部分を賄うべきであるが、バブル崩壊以降、歳出総額に占める租税収入及び印紙収入の割合は減少を続け、平成10年度以降は40~60%台で推移し(63)、不足分を公債発行に依存せざるを得ない状況にある。

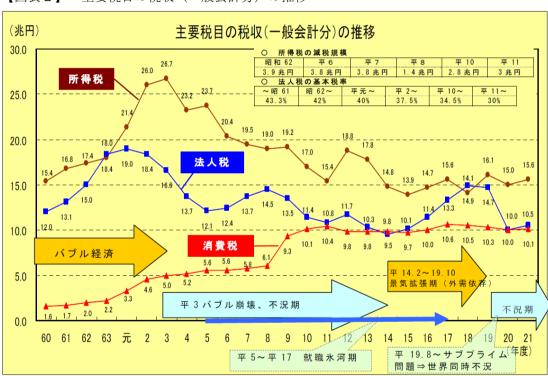
日本の基幹税である所得税、法人税及び消費税の税収の推移は、図表2のとおりである。

所得税の収入は、平成3年度には26.7兆円 とピークに達しているが、バブル崩壊後の景 気低迷と累次にわたる減税措置によって減少傾向を辿り、所得税の基幹税としての地位が大きく低下してきている。

法人税の収入は、平成元年度の 19 兆円をピークに減少に転じ、バブル崩壊後の企業業績の落ち込みや、企業の国際的競争力を確保するために段階的に実施された法人税率の引下げによって、減少傾向にあった。平成 15 年度以降は外需依存型の景気拡張によって法人税の収入は増えたが、平成 19 年8月以降

の米国のサブプライムローン問題に端を発した金融危機と世界同時不況により、外需依存型の成長を続けてきた日本企業の業績が落ち込み、法人税の税収減につながった。

消費税は平成元年に施行され、税率は導入 当時3%であったが、平成9年度に税率4% (+地方消費税1%)に引上げられてから租 税収入に占める割合が高まった。消費税の税 収は、景気変動にあまり左右されることなく、 10兆円程度で安定的に推移している。



【図表2】 主要税目の税収(一般会計分)の推移

財務省「主要税目の税収(一般会計分)の推移」を基に作成。 http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/011.htm

法人税は景気変動に左右されやすく、安定 財源として期待することは難しい。また、財 源確保のために法人税を増税すれば、企業は 研究・開発費や販売・管理費の予算を削減する などにより、利益の獲得過程に悪影響を与え、 企業の国際競争力の低下を招くことになる。

所得税は、バブル崩壊後の累次にわたる減

税措置によって所得再配分機能が低下した。 しかし、所得税の累進構造の見直しだけで、 十分な社会保障給付の財源を確保すことは難 しいと考えられる。その財源は高所得者層に 過度に依存するのではなく、国民に広く負担 を求める方が実態に合っている。厚生労働省 「平成 20 年国民生活基礎調査の概況」の平 成 19 年分「所得金額階級別世帯数の相対度数分布」によれば、所得金額が世帯全体の平均額 (556 万) より低い世帯の割合は全体の約6割である。また、1 千万円未満の世帯の割合は全体の約9割である。一方、1 千万円~2千万円未満の世帯は全体の約1割、また、2千万円以上の世帯は全体の約1%に過ぎない。納税者の大部分を占める中・低所得者層の個人所得課税の実効税率は、先進主要国のそれと比較しても低い位置にある(財務省のデータ http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/028a.htm)。

結果平等主義的な発想で累進課税を強化し、ごく一部の高所得者層へ過重な負担をかけると、その事業意欲の喪失や才能の海外流出を招き、また、租税回避行動や資本の海外逃避を誘発させ、結果として税収減となる可能性を高める。更に、大多数の人々の無関心や依存心を強めることにもなりかねない。

大多数を占める中・低所得者層の人々は、 扶養親族を抱えながら慎ましやかな生活を送っている。そして、今、元気に働いている人々 も、いつかは老いて働くことができなくなる。 また、病気や事故により休職や失業をすることもある。その人の頑張りだけでは、どうしようもできないときもある。社会保障制度は、こうした中・低所得者層のためにこそ必要な制度である。そこで、同じような生活水準にある大多数の人々は、世代間又は世代内で相互に支え合うことが必要となる。これが自立した心を持った大多数の人々による相互扶助の姿であり、協力社会の形である。

また、所得税は勤労世代に負担が偏ることから、高齢化の進展が著しい日本において、所得税の負担の見直しだけで財源不足を補うことは理解が得られにくい。そこで、国民に広く負担を求めることができ、また、安定財源となる消費税が注目される。

(2) 消費税が安定財源である理由

持続可能な社会保障制度を支える財源を確保することが税制の喫緊の課題であり、その

際、財源となる税収については、一定規模の 社会保障の財政需要を賄えるものであると同 時に、経済の動向や人口構成の変化に左右さ れにくいことがまず求められるが、消費税は、 これらの要請に応え得るものであるとされる (64)。それでは、消費税が安定財源である理由 は何であろうか。この点について、法人税と 比較しながら検討してみたい。

法人税と消費税の納付税額は、いずれも法人の利益の額と連動する。法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額は、企業会計上の利益の金額を基にして、負担の公平や政策目的などの観点から設けられた規定に基づいて申告調整を行なうことにより算出される。

一方、消費税は、事業者の売上金額を課税標準とするが、仕入れに係る税額を控除する仕組みを有するので、消費税は付加価値税(Value Added Tax)の一種であり、付加価値(売上一仕入等)に係る税であるといえる。また、消費税の納税義務は、課税資産の譲渡等をした時に成立することとされており(国税通則法15条2項7号)、「譲渡等をした時」とは、原則として、法人税の課税所得金額の計算の場合と同様に発生主義に基づく取扱いとなっている(消費税法基本通達第9章)。

以上のことから、法人税と消費税は、いずれも法人が事業年度又は課税期間において稼得した利益の金額に連動することになる。それでは、なぜ、上記(1)で見たように、法人税の税収は景気変動による影響を直接的に受けるのに対し、消費税の税収はその影響をあまり受けずに安定的に推移するのであろうか。

このことを考える上で、まず、法人税と消費税の申告の状況を確認しておきたい。

国税庁の発表資料によれば、法人税の黒字申告割合は約3割であり(図表3)、残りの7割は赤字法人であり法人税を納付していない。一方、消費税の申告を行なった課税事業者(法人と個人事業者)のうちの9割超は、消費税を納税している(図表4)。これらのことから、

赤字法人であっても、そのほとんどが消費税 を納税していることが推測される。 【図表3】法人税の申告事績

事務年度	17	18	19	20	
申 告 件 数 (千件)	2,767	2,787	2,809	2,805	
黒字申告割合 (%)	31.9	32.4	32.4	29.1	

· 国税庁報道発表資料 http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/press.htm

【図表4】消費税の納税件数と環付申告件数

年 度	17	18	19
納税申告件数 (千件)	3,557 (95.6)	3,516 (95.9)	3,424 (95.6)
還付申告件数 (千件)	165 (4.4)	152 (4.1)	156 (4.4)
合 計	3,722 (100.0)	3,668 (100.0)	3,580 (100.0)

・第133回平成19年度版国税庁統計年報17頁。括弧内は、構成割合(%)を示す。

赤字法人のほとんどが消費税を納税している主な要因は、法人税法と消費税法における給与の取扱いの違いにあると考えられる。給与は、法人税の課税所得の金額の計算上、原価または販売費及び一般管理費として損金の額に算入される。これに対し、消費税の計算上、給与は課税仕入れに該当せず(消費税法2条12号)、仕入税額控除の対象にはならない(同法30条)。一方、法人から給与を受取った給与所得者は、事業者には該当しないので、消費税の納税義務を負わない。このよう【図表5】

の納税義務なし。

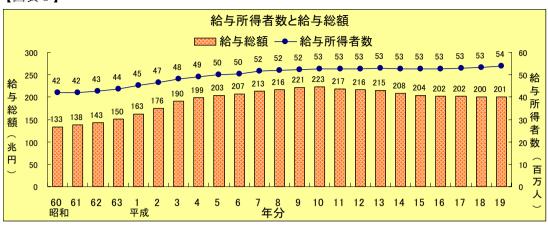
に法人税法と消費税法における給与の取扱い の違いから、法人税の課税所得金額が赤字で あったとしても、消費税を納付する場合が生 じることになる。

図表5では、他の計算要素は捨象し、便宜的に利益と給与を合計したものを付加価値と表示している。財務省・財務総合政策研究所の法人企業統計調査結果によれば、付加価値の額のうち人件費の金額が約7割を占めていることから (65)、給与の額が消費税の計算に与える影響は大きいと推測される。

売 上 付加価値 法人・個人事業者 法人・個人事業者 変動的部分 A 利益 課税所得 消費税 所得税 地方消費税 В 消費税・ 固定的部分 法人の約3割 仕入税額控除対 法人と個人事 が黒字法人 象外 業者の9割超 が申告・納税 原価・その他費 原価・費用 用 消費税・ 給与所得者は消費税 仕入税額控除の

対象となるもの

【図表6】



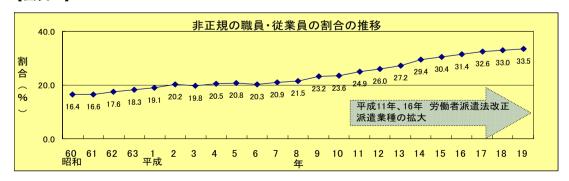
国税庁の平成 20 年分民間給与実態統計調査結果を基に作成。標本調査による。 国税庁 http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2009/kyuyo_jittai/index.htm

また、法人の売上金額は景気動向の影響を 直接受けて変動することはあっても、給与は、 社内規程に基づき支払われる固定費である。 図表6を見ると、給与総額の水準は安定的に 推移している。以上のことから、消費税の税 収が安定していると考えられる。

図表6の給与総額の推移を詳細に見ると、特徴的な傾向が観察される。民間の事業所が支払った給与の総額は、昭和60年から平成10年にかけて133兆円から223兆円と増加傾向を示しているが、平成11年以降は緩やかな下落基調となっており、平成19年は201兆円となっている。平成11年以降に給与総額が減少しているのは、労働者派遣法の平成

11 年改正により派遣業種の範囲が拡大し、非正規雇用の割合が高まってきたことが影響しているとみられる(図表 7)。企業は、非正規雇用の割合を増やすことにより、労務に係る費用を固定費としてではなく変動費として計上する部分が増加し、その費用を節約できる。また、企業が派遣元へ支払う対価は消費税法上、課税仕入れに該当し仕入税額控除の対象となるので、消費税等の納税額を抑えることができる。一方、人材派遣会社においては、人材派遣による受取対価に係る消費税額から仕入等に係る消費税額を控除して納税するが、従業員に支払う給与は仕入税額控除の対象外であるため、納税額が大きくなる(66)。

【図表7】



総務省統計局労働力調査(http://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/03roudou.htm) 長期時系列データ「雇用形態別雇用者数」を基に作成。

消費税の税収が安定する理由として、消費税が個人のライフサイクル全般にわたって課せられるという特徴も関係するであろうか。確かに、未就業者、失業者、退職者などを含め、所得のあるなしに関係なく、すべての人々のライフサイクル全般に渡って安定的に消費が行なわれている。しかし、そのことは、消費税が法人税と比べて安定財源であるという理由にはならないと考える。なぜなら、消費者による財・サービスの購入と、法人や個人事業者によるそれらの販売とは裏表の関係にあるからである。

(3) 消費税に対する給与所得者の意識

企業(法人や個人事業者)内で働く役員や 従業員は、給与所得者として企業活動による 付加価値の創出過程と個人生活の消費過程の 両面において、消費税の税収に大きく貢献し ている。こうした両面から、給与所得者の消 費税に対する意識について考えてみたい。

給与所得者が受取った給与収入は、その労 務提供によって生み出された付加価値である が、消費税法上は特別な取扱いになっている。 消費税法上は、給与所得者は事業者には該当 しないので、消費税の納税義務者にはなりえ ない。給与収入が消費税の課税対象とされな いのは、もし、課税対象にすると、給与所得 者に過重な事務負担を負わせることになるし、 また、税務執行上、その把握が困難であるか らであるとされる。一方、事業者である企業 の消費税額の計算においては、支給する給与 は仕入税額控除の対象とはならない。給与所 得者の生み出した付加価値の金額である給与 とこれに係る消費税との関係について、法律 関係を離れて、経済実質的な視点からとらえ てみると、給与に係る消費税は事業者である 企業がその納税に係る事務を肩代わりしてい るという見方も概念上はできる。

この見方をイメージ的に説明すると、企業 自身に法的に帰属する付加価値である利益の 部分(【図表5】のAの部分)に係る消費税と、 その企業で働く給与所得者が生み出した付加価値である給与相当額(同Bの部分)に係る消費税の両方について、企業は納税の事務をしているという見方も概念上はできる。すなわち、企業は、自身に帰属する利益に係る付加価値部分(変動的部分)と給与に係る付加価値部分(固定的部分)を合わせて消費税の申告・納税に関する法的義務を負っていると見ることができる。

給与所得者は、企業で働くことによって、 その企業の課税売上の獲得に直接的または間 接的に貢献しており、付加価値を生み出す実 質的な担い手であるが、もう一つの側面があ る。すなわち、給与所得者は、稼得した給与 収入を糧として経済生活を営んでおり、消費 者として消費税の税収に貢献している。

このように給与所得者は、企業内部における付加価値の創出過程と個人生活の消費過程の両方において、消費税制度を支えているのであるが、前者の過程について消費税の存在を意識することはほとんどないと思われる。企業の目的に沿った活動を行うことによって、給与所得者は、財・サービスの供給側で消費税制度を無意識のうちに支えているともい消費を無意識のうちに支えているともいう。一方、給与所得者は、個人生活の消費を担ける。自分が法的所有権を有する給与の収入金から、財・サービスの購入資金を支出し消費税を負担するので、そのときに消費税の存在を認識することになる。

以上のことから消費税の税収は、給与所得者の勤労意欲と消費意欲に密接に関わっているといえる。不況になると企業の売上は伸びず、また、給与はその大部分が固定費であり、仕入税額控除の対象にならないことから、前述のように、企業は非正規雇用の割合を高めることになる。そうした中で、給与所得者の勤労意欲や消費意欲にも影響が出てくる。

作家の村上龍氏は、次のように現状を見て

いる。

「わたしたちは大きなジレンマを抱えてしまった。消費者の立場では「王様」と呼ばれるが、労働者の立場では、一部のスペシャリストを除いて、消耗品となりつつあり、働きがいは失われつつあって、肝心の消費も縮小している。「大きな政府」に戻ろうにも逼迫した財政状況がそれを許さない。非常にやっかいな循環が始まっていて、今のところ解決策は見当たらない。とりあえず、自分は労働者としての生きがいを感じているのか、それとも消費者としての生きがいしかないのか、一度考えてみてはどうだろうか。」(67)

バブル期には消費は美徳とされたが、バブ ル崩壊後には、平成4年に出版された中野孝 次著の『清貧の思想』(68)がベストセラーとな り、人々は物や金への執着から内面生活の豊 かさへと関心を向けるようになった。人々の 心を満たしてくれるものは、バブル崩壊を境 にして質的に変化していった。バブル崩壊後 や今日の不況下において消費は低迷している が、蓄財そのものに満足感や幸福感を感じる という人はほとんどいないであろう。メディ アは老後や失業に備えた蓄財術のノウハウを 放送するよりも、不況のときにこそ、人々の 生活の質を豊かにするために、良質で魅力の ある財・サービス、余暇の充実した活用の仕 方、芸術・文化などを積極的に紹介してみて はどうか。人々は、消費を通じて、生活の質 も向上し、生きがいや幸福感も生まれる。

また、人々の勤労意欲をいかに高めるかは、 企業経営の問題である。企業が表面上の利益 や株主価値の最大化に重点を置くと、非正規 雇用を含め企業内で働く人々の働きがいが喪 失しかねない。携帯電話や電子マネーなど生 活様式を激変させる技術・商品から身近なヒット商品まで、もともとは企業内で働く人々 のアイディアから生まれている。そのために は、企業内で働く人々が能力を発揮できる環 境づくりこそが重要となる。生産と消費の正 の循環は、まず、人々の心の中に生まれる。 働きがいをもった職場と生きがいをもった生活の中で生まれる豊かな感性によって、「王様」である消費者の欲求を満たす財・サービスが作り出されるのではないだろうか。消費税の税収は、人々の働きがいをいかに高めるかという企業経営や雇用制度の在り方にかかっているところが大きいといえる。

(4) 消費税と所得税の負担感

政府が諸政策を行う上で、国民の租税に対する負担感を考慮することは重要である。税金の種類によって、負担感も異なる。平井源治明海大学教授は、「しばしば、客観的な租税負担と納税者の主観的租税負担の関係は一致せず、とくに税種によってその違いも異なるといわれる。その理由は、人々が自分の納めている租税に気づいているか否かにある。租税心理学の用語でいう租税の(不)可視性が負担感を大きく左右するからである」とし、

「負担感は申告所得税、源泉徴収所得税、個別消費税、一般消費税および公債の順に減少するであろう」と述べている(69)。この中で、税金一般と公債の可視性の違いは、確かに重要である。公債は、将来の租税負担につながるにもかかわらず、国民はその負担を実感していない。これは、社会共通の費用を分担するという意識の希薄さとリンクしている。

税金の種類で見ると、源泉徴収所得税は毎 月の支給明細や年間の源泉徴収票により、ま た、消費税は財・サービス価格の総額表示に より認識できるので、納税者にとって可視性 はあるといえる。

一方、可視性の観点から言えば、財・サービスの本体価格へ転嫁された法人税は、消費者にとって目に見えない税金といえるであろう。法人税は直接税に分類されるが、その納税資金は、借入れ等によって一時的に充当される部分もあろうが、本来的には財・サービスの販売による収入金を原資とするものであるので、結局のところ、それらを購入した消

費者の負担となるものである。もし、財源確 保のために法人税を増税することになれば、 法人の国際競争力を削ぐだけでなく、社会共 通の費用を分担するという国民の意識を曖昧 なものとする。

消費税と申告所得税は、いずれも可視性の ある税金であるが、消費税の方が申告所得税 多いのではないかと思われる。消費税の負担 は、欲しい財・サービスを購入するという行 為を通じて、自分の欲求を満たすことと同時 に行なわれるので、税金の負担感が薄れると いう見方ができるのではないか。特に、個人 の趣味の世界は、デフレの影響も比較的受け にくく、また、消費税の負担もそれほど気に ならないという者も少なくないであろう。

このような消費税の負担感に対して、申告 所得税は、いったん懐に入った収入金額から 現金で納税するので、直接的な負担を感じる ことになる。もっとも、収入金から直に申告 所得税の納税資金に当てるわけではない。収 入金額の計算対象となる年分と所得税の納付

よりも負担感が小さいと思われる人々の方が

時にタイムラグがあることや、その納付時に 必要な資金が必ずしもあるとは限らない点な ども負担感を増す要因となりうる。また、所 得税は、収入すべき金額から必要経費を差し 引いた所得を課税対象としており、信用経済 の下では収入金と必ずしも直接的に結びつい ていない部分もある。

(5) 所得税の減税措置と国民意識

所得税・住民税については、バブル崩壊後 の景気刺激策として累次にわたる大規模な減 税措置が実施されてきた結果、景気の低迷と 相俟って所得税の税収が減少してきた。これ らの減税措置がとられた時期において、国民 が税金の負担に対してどのような意識を抱い ていたのか、またその要因について検討する。

バブル崩壊後、減税措置が実施されてきた 時期において、税負担に対する人々の意識が どのように変化してきたかを示すデータとし て、内閣府国民生活局「国民生活選好度調査」 (70)の問 24 の回答結果の推移 (3年ごとに実 施) に着目してみたい(図表8)。

<内閣府国民生活局「国民生活選好度調査」>

問24「学校、上下水道、公園などの社会施設を整備したり、老齢年金や国民健康保険など の社会保障を積極的に充実したりするためには、ある程度税金など個人の負担が増加し てもやむを得ない」という考え方がありますが、これについてあなたはどう思いますか。

(選択肢)

- (1) 当然である
- (3) どちらかといえば好ましくない (4) 負担が増えるなら必要ない
- (2) やむを得ない、

【図表8】 上記質問に対する回答結果の推移

(単位%)

西暦	昭 53	昭 56	昭 59	昭 62	平 2	平 5	平 8	平 11	平 14	平 17	平 20
(1)	7.9	7.4	5.8	3.2	3.2	3.7	3.5	3.0	2.9	2.8	2.5
(2)	46.1	44.5	45.1	43.2	50.0	47.5	43.2	43.9	37.7	38.1	46. 6
(3)	32.7	38.1	39.6	49.5	43.3	42.6	45.0	47.3	52.8	51.4	44.8
(4)	3.4	3.7	4.0	3.7	3.1	3.7	3.9	5.3	6.4	7.4	5.2
(3)+(4)	36.1	41.8	43.6	53.2	46.4	46.3	48.9	52.6	59.2	58.8	50.0

図表9の「負担増否定派」の割合

所得税の減税措置と国民意識 (源泉徴収) (源泉徴収) - 申告納税額 利子所得等分 - 給与所得等分 【減税】⇒ 1 (2) (3) (4) (5) 6 160,000 70% 140,000 60% 担 59.2% 58.8% 120,000 53.2% 税 52.6% 50% 1= 48.9% 収 100,000 否 40% 定 80,000 億 的 30% な 円 60.000 者 20% ഗ 40,000 割 10% 20,000 0% 0 昭62 昭63 平元 平2 平3 平4 平5 平6 平7 平8 平9 平10 平11 平12 平13 平14 平15 平16 平17 平18 平19

【図表9】所得税の減税措置と国民意識

申告納税額、給与所得等分、利子所得等分は、国税庁統計年報書を基に作成。

(注)	上記グラフの減税措置	$(\Omega_{\sim} G)$	の輝西(71)

【演税】	①	2	3		4	5	6
実施年度	1987 · 88 年	1994年	199	5年	1996年	1998年	1999 年
	昭和 63 年	平成6年	平成	7年	平成8年	平成 10年	平成 11 年
タイプ	抜本改正 制度減税	特別減税	制度減税	特別減税	特別減税	特別減税	特別減税
減税規模	(兆円)	(兆円)	(兆円)	(兆円)	(兆円)	(兆円)	(兆円)
所得税	3.9	3.8	2.4	1.4	1.4	2.8	3.0
住民税	1.6	1.7	1.0	0.6	0.6	1.2	1.1

図表9は、所得税の減税措置とその税収の 推移との関係、そしてその時期における租税 等の負担に対する人々の意識を併せて示した ものである。減税措置の時期はグラフ上に① ~⑥で示し、それぞれの概要をその下の表に 示してある。所得税の税収は、形態別に折れ 線グラフで示してある。

図表9の棒グラフは、図表8の回答結果の うち、(3)「どちらかといえば好ましくない」 と(4)「負担が増えるなら必要ない」の回答割 合の合計値の推移を表したものである。

バブル崩壊後の平成 6 (1994) 年以降は景 気刺激策として所得税・住民税の大規模な減 税措置(②~⑥)が相次いで実施される一方で、高齢化の進展とともに社会保障関係費の支出が増大してきた。

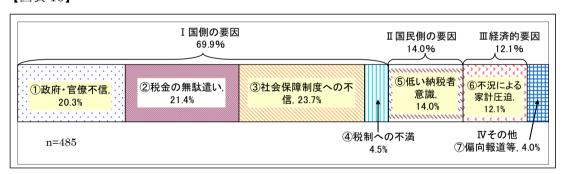
しかし、グラフ(点線枠内)からわかるように、この時期においては、国民は租税等の負担に対してネガティブな回答をした者の割合が増加していることがわかる。これは、国民生活を取り巻く税金以外の諸要因が影響しているところが大きいからではないかと推測される。それでは、その諸要因としてどのようなものが想定されるのであろうか。その検討の試みとして、筆者の新潟大学における授業科目(平成21年度前期)の履修学生から

その諸要因についていかなるものが考えられるかについて、レポートを提出してもらった。

学生 485人から提出のあったレポートに示された諸要因を、I国側の要因、II国民側の要因、III国民側の要因、III区側のである。IIIのでは、レポートに自由に記述された諸要因を上記の区分により分類してそれぞれの延件数を集計し、その構成割合を示したものであるで。これは授業の一環として行なわれたものに過ぎず、これから統計的推論を導くことは難しいが、学生世代の見方をある程度とらえることができる。なお、諸要因を便宜的に区分してあるが、これらは相互に関連している。例えば、I国側の要因の中の②の税金の無駄遣い、③の社会保障制度への不信、IV税制への不信は、①の政府・官僚不信にもつながる。

次に、今後の国民意識の動向について触れ ておきたい。前掲の内閣府国民生活局「国民 生活選好度調査」の回答結果(図表8)にお いて、最終回の平成20年に着目すると、税 金等の負担について、ネガティブな回答をし た人が平成17年と比べて、58.8%から50.0% へと 8.8%も減少している。逆に、その負担 増は止むを得ないと答えた人は、38.1%から 46.6%へと 8.5%増えている。国民意識に変 化が見られるものの、全体として負担増を支 持するかどうかは拮抗状態にある。事業仕分 けによって税金の無駄使いを排除することに は国民の支持が得られても、その後における 明確なビジョンや税金の使われ方について信 頼できる方策が具体的に示されないと、判断 をしかねる国民も少なくないであろう。

【図表 10】



(6) 納税者番号制度と国民の信頼感

納税者番号制度は、金融所得一体課税や給付付き税額控除を導入する場合に前提となる 重要な制度である。給付付き税額控除の制度 は、課税最低限以下の低所得者に対して、税 額控除できない分を給付するという仕組みで あり、若年層を中心とした低所得者支援、子 育て支援、就労支援、消費税の逆進性対応と いった様々な視点から主張されている。

しかし、現在、我が国では納税者番号制度 が存在しないことから、税務署において課税 最低限以下の低所得者の情報を把握すること が困難である。諸外国では、既に納税者番号制度を導入している。例えば、スウェーデンでは、行政や生活のあらゆる場面で 10 桁のID 番号が使われているが、この制度の前提として政府への信頼の高さが指摘されている「3」。一方、日本では、過去に納税者番号制度の導入に向けた動きもあったが、個人のプライバシー保護の問題などから導入には至っていない。日本では、政治・行政過程における不透明さと不信感がしばしば指摘されるが、納税者番号制度の構築には、双方が義務を果たしていくことが求められる。

納税者番号制度は、国民の側に透明性を求めることによって、不正還付や不正給付を防止し、また、納税義務を誠実に履行している人々が損をしないようにする仕組みである。 国民はこの制度の導入とその運営に協力した方が、社会全体として得られる利益は大きいと考えられるが、プライバシー保護の観点から反対意見がありうる。

社会心理学者の山岸教授は、信頼社会を実現していく上で重要なことは、人々に「正直であること」を強制するのではなく、正直な人たちが少しでもトクをする社会を作っていくということであると述べた上で、次のように指摘している。「多くの人はできることならば、おたがいに協力しあって、ともに利益を得る関係を構築したいと思っています。しかしその一方で、相手が本当に協力してくれるのかが分からない状況では、やむをえず非協力行動を選ぶしかないとも考えている一これが多くの人のホンネです。」(74)

納税者番号制度を導入する場合、プライバシー保護への配慮が課題となる。しかし、その対応が行き過ぎて、納税義務を誠実に履行している人々が損をしないようにするという制度本来の機能が弱体化すると、制度自体の信頼性が揺らぎかねない。本来の機能が十分に備わった制度が導入されれば、その信頼性の維持は、国税当局による厳正な秘密保持のもとでの適正執行にかかっている。その適正執行によって、国税当局は国民同士の「信頼」をつなぐ架け橋となる。

おわりに

本稿では、租税負担と受益に関する国民意識の問題について、社会心理学など周辺の学問分野の研究結果を参考にしながら多角的に検討を行なった。この問題のおおよその輪郭がわかるように、全体的な関係性を素描することに主眼を置いたため、周辺分野の研究結果について細部にわたる調査は行なっていな

い。また、すべての問題をとりあげているわけではない。本稿でとりあげなかった問題としては、例えば、納税者権利憲章の制定(75)、租税教育の充実(76)、地域別(都市部、農村部等)・職業別(給与所得者、自営業者、農業従事者等)・世代別(団塊世代、団塊ジュニア等)(77)の租税負担の意識の違いに関するものなどがある。これらは、今後の研究課題としたい。

(3) 神野直彦・池上岳彦編著『租税の財政社会学』 1 頁、4 頁(税務経理協会、2009)。

乱 を中心にして一 税大論叢 13 号 285 頁 (1979)。

- (4) 前掲注(3)41 頁。第2章は池上岳彦教授が執筆。 (5) NHK 放送文化研究所編『現代日本人の意識構造』107 頁(日本放送出版協会、2004)によれば、1990年代は、「支持政党なし」の無党派層が拡大した時代でもある。
- (6) 市原亨吉・今井清・鈴木隆一『全釈漢文大系 12 礼記 上』336頁(集英社、1980)では、この部分の原文について、次のように、読み下し文・通釈・注を加えている。「冢宰國用を制するは、必ず歳の杪に於てす。五穀皆な入りて然る後に國用を制す。地の小大を用て、年の豊耕を視、

⁽¹⁾ ジョージ・A・アカロフ、ロバート・I・シラ 一著/山形浩生訳『アニマルスピリット』1頁(東 洋経済新報社、2009)では、「経済の仕組みと、 それを管理して繁栄する方法を理解するには、 人々の考え方や感情を律する思考パターン、つま りアニマルスピリットに注目しなくてはならな い。重要な経済的出来事を本当に理解するには、 その原因がもっぱら心理的な性質のものだとい う事実を直視するしかない。」と述べている。こ れは、人間は計算するよりもむしろ"物語"を語 る存在であり、"物語"をもとに考え行動すると とらえるものである。また、後掲注(39)参照。 (2) 先行研究の例として、次のものがある。大原一 三「租税の心理」日本応用心理学会編『心理学講 座』(中山書店、1954)。平井源治『納税者と有権 者の経済心理 財政心理学研究』(八千代出版、 1998)。長浜昭夫「納税意識の変革」産研通信 51 号 17 頁 (2001)。西野敞雄「世論調査にみる納 税者意識の動向-「納税者の反乱」と「歳出の反

三十年の通を以て國用を制す。入るを量りて以て 出すことを為す。」、「冢宰が國用の経費を定める のは、必ず年末においてする。五穀の取り入れが すっかり終わってのち、はじめて国家の経費を定 める。土地の大小を考え、毎年の豊凶をみ、三十 年間の収穫を通算して国の経費を定める。収入と 支出のつりあいを計るのである。」、「【冢宰】周代 の六官の長で、天子を補佐し、百官を統御する役。 宰相。」

(7) 国の財政の在り方について「量入制出」の考え 方を支持する方々は、いずれも『礼記』の「量入 以為出」を引用し、または、その趣旨を踏まえ、 それぞれ次のように主張されている。

新井隆一早稲田大学名誉教授は、その著書『税法からの問税法からの答』185頁(成文堂、2008)の中で、「国においても、地方公共団体にあっても、その財政支出の必要(財政需要)がどれほどであるかをまず策定し、そののちに、その必要を充足するための財政収入を設定する、という手法は、採らるべきではない。それは、財政収入の限界を無視し、忘却して、財政支出の膨張を放置する結果を導くことになるからである。」と述べている。

加藤寛慶応義塾大学名誉教授は、加藤寛・渡部 昇一共著『討論「所得税一律革命」 領収書も、 税務署も、脱税もなくなる』33頁(光文社、1999) の中で、「膨らな一方の財政赤字はもうどうにも 止まらない危険な状態なのです。だったら国民に 応分に負担してもらおう、というのが大蔵省の発 想です。足りないものは国民から取る。しかし税 金というのは、取れるだけ取るというのは間違い です。これだけの支出を予定しているから、これ だけの収入、租税徴収が必要であるという考え方 は真っ当な姿勢ではないのに、日本政府は必要な ものは必要であるという発想を続けてきまし た。」と述べている。更に、その中で、礼記の時 代、春秋時代には、いかにして自分の国の財政を 安定するかを考えていたから、「入るを量って出 づるを制す」だったが、晩唐王朝の楊炎(727~ 781) は、周辺の国々を制圧したので、夷狄がど んどんお金を出し、豊かになってくるので、支出 を抑制するよりも、「出づるを量って入るを為す」 ことになり、増税一本槍という甘い蜜の中毒に冒 されて止められなくなるという趣旨のことを述 べている。

明治維新の元勲である西郷隆盛の遺訓を記したとされる『西郷南洲翁遺訓』山田済斎編 10 頁 (岩波文庫、1939) には「會計出納は制度の由て立つ所ろ、百般の事業皆な是れより生じ、經綸中の樞要なれば、愼まずばならぬ也。其大體を申さば、入るを量りて出づるを制するの外更に他の術數無し。一歳の入るを以て百般の制限を定め、會計を總理する者身を以て制を守り、定制を超過せしむ可からす。否らずして時勢に制せられ、制限を慢にし、出るを見て入るを計りなば、民の膏血を絞るの外有る間數也。然らば假令事業は一旦進歩する如く見ゆる共、國力疲弊して濟救す可からす。」とある。

- (8) 神野直彦『財政学 改訂版』91 頁(有斐閣、2007)では次のように説明している。「予算を法律として定めるという形式を採用していない日本では、所得税法という租税法が成立してしまうと、その法律が存在する限り自動的に徴税することができる。つまり、国民は租税法が存在している限り、永久に納税する義務を負う。このように予算とは区別された法律で課税する方式を、永久税主義という。」
- (9) 神野直彦「インタビュー 税はどうあるべきか 国民主権を獲得するために」 『別冊 環 税と は何か』 13 頁 (藤原書店、2003)。
- (10) 過去の事実に当てはめると、昭和 62 年から平 成元年にかけて、国会では、サラリーマンの税へ の不公平感を解消するなどのために、税制の抜本 改革に向けた議論が盛んに行なわれた。そうした 議論に先駆けて、所得税法の規定が給与所得者に 不利であり、日本国憲法 14条1項(法の下の平 等) に違反することを理由に課税処分の取り消し を求めて争った有名な訴訟として、大島訴訟があ る。原告の主張の論点は、所得税法が事業所得者 には必要経費の控除を認めるのに対し、給与所得 者にはそれを認めないのは不公平であること、給 与所得と他の所得で所得の捕捉率に格差があり、 給与所得者は不利益な扱いを受けていること、他 の所得者には各種の特別措置が設けられており 給与所得者は不公平な税負担を負っていること であった。最高裁判所判決昭和60年3月27日 大法廷判決(民集三九巻2号247頁)は、原告の 上告を棄却した。この判決によって、所得税法の 給与所得に関する規定は、憲法14条1項に反し ないとされたが、サラリーマンの税への不公平感

- を解消するために、昭和 62 年の所得税法改正によって、特定支出控除(所得税法 57 条の 2①)の規定が設けられた。
- (11) 前掲注(7)新井隆一早稲田大学名誉教授と加藤 寛慶応義塾大学名誉教授の意見を参照。
- (12) 石弘光 『タックスよ、こんにちは!』 34~36 頁(日本評論社、2006)。
- (13) 石弘光 『税制改革の渦中にあって』 78 頁 (岩 波書店、2008)。
- (14) 最高裁判所刑事判例集2巻10号1235頁参照。 この事件は、戦後の食糧事情が極度に悪い時期に、 闇米の購入・運搬行為をした者が食糧管理法違反 に問われたものである。
- (15) 小宮山宏『「課題先進国」日本~キャッチアップからフロントランナーへ』12頁、50頁(中央公論新社、2007)。
- (16) 警察庁生活安全局生活安全企画課「平成 20 年中における自殺の概要資料」(平成 21 年 5 月) によると、平成 10~20 年まで 11 年連続で、自殺者の数は3万人を超えている状態が続いている。また、特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンクのホームページ
- (http://www.lifelink.or.jp/hp/bureau.html) には、自殺問題の実態について、詳しい情報が掲載されている。日本は、ロシアに次いで自殺率の高い国であるとの分析も示されている。
- (17) このような指摘は、姜尚中『希望と絆 いま、 日本を問う』岩波ブックレット 763 号 2 頁、村上 龍『無趣味のすすめ』 145 頁~ (幻冬舎、2009) 参照。
- (18) アーネ・リンドクウィスト、ヤン・ウェステル 著/川上邦夫訳『あなた自身の社会 スウェーデンの中学教科書』108頁~(新評論、1997)。
- (19) 財務省「OECD諸国の国民負担率 (対国民所得比)」
- http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/238. htm によれば、日本の国民負担率(租税負担率と社会保障負担率の合計)は、平成 21 年度予算ベースで 38.9%である。この国民負担率は、デンマーク 70.9%と最も高く、次いで、アイスランド 66.2%、スウェーデン 66.2%と続き、日本は高い方から 25 番目である。日本より低い国は、韓国 36.9%、アメリカ 34.7%、スイス 33.1%、メキシコ 23.1%だけである。
- (20) 卯辰昇 「国民負担率概念に関する議論の整理と

- 今後の展開」損保ジャパン総研クォータリー25 巻 (1998) (V. おわりに)では、「国民負担率は、社会保障等を中心とした社会制度に先行して出てくる条件ではなく、望ましいビジョンに基づいた社会を作っていった場合に、結果としてこの位の率になるとの結果指標であるという点も合意できるものと考えられる。」と述べている。
- (21) 「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」」(平成 20 年 12 月 24 日 閣議決定) 2 頁。
- (22) 奥野正寛東京大学教授は、2010年2月9日付日本経済新聞(朝刊)27頁「市場機能を利用した所得再分配策 給付で現金・現物併用を」において、「資力のない人が選ぶ特定の消費だけに国庫補助を与えることで、自己選択メカニズムが機能し、事実上所得制限を行なうことが可能になる」と説明している。
- (23) 金子宏『租税法 第十五版』19 頁(弘文堂、 2010)。
- (24) 最(大)判昭和 60 年 3 月 27 日民集三九巻 2 号 247頁。いわゆる大島訴訟判決では、次のように 租税の意義を述べている。「租税は、国家が、そ の課税権に基づき、特別の給付に対する反対給付 としてでなく、その経費に充てるための資金を調 達する目的をもつて、一定の要件に該当するすべ ての者に課する金銭給付であるが、およそ民主主 義国家にあつては、国家の維持及び活動に必要な 経費は、主権者たる国民が共同の費用として代表 者を通じて定めるところにより自ら負担すべき ものであり、我が国の憲法も、かかる見地の下に、 国民がその総意を反映する租税立法に基づいて 納税の義務を負うことを定め (三○条)、新たに 租税を課し又は現行の租税を変更するには、法律 又は法律の定める条件によることを必要として いる (八四条)。」
- (25) 金子·前掲注(23)20 頁。
- (26) 「平成 22 年度税制改正大綱〜納税者主権の確立へ向けて〜」(平成 21 年 12 月 22 日閣議決定)6 頁では、会費説を次のように表現している。「第二に、「支え合い」のために必要な費用を分かち合うという視点を大事にします。国民一人一人が頑張り、かつ、その結果が報われる社会であるべきことは大前提です。しかし、人はその人だけの頑張りによって生きられるのではなく、様々な人と関わり互いに支え合うことにより、社会は

成立しています。現在、我が国が抱える様々な問題を解決するためには、世代間および世代内の両面にわたり、お互いに「支え合い」、共によりよい社会をつくっていくという共通認識を持って、そのために必要な費用を社会全体で分かち合うことが必要です。税制はまさにその費用の分かち合い方を決めるものです。」

(27) 平井源治「日本人の財政意識」明海大学経済学論集 15 巻 1 号 43 頁(2003)では、千葉県浦安市、福岡県久留米市、および岩手県東和町の3地域の住民を対象とした財政意識に関するアンケート調査の結果を分析し発表している。同 48 頁によれば、「税金」という言葉から連想するイメージについて、回答選択肢として会費、罰金、寄付、没収、献金および料金という6 単語を用意したところ、次のような回答結果が得られている。

肯定的回答(寄付、献金)13.2%、中立的回答(会費、料金)56.4%、否定的回答(罰金、没収)30.3%。n=326。

(28) 神野·前掲注(9)10 頁。

(29) 石・前掲注(12)34~36 頁。石・前掲注(13)79 頁。大武健一郎元国税庁長官もその著書『平成の税・財政の歩みと21世紀の国家戦略』89頁(納税協会連合会、2006)にて、石放送大学学長と同様の趣旨のことを述べている。また、川田一義「現代税制論」尾道大学経済情報論集3巻1号106頁(2003)では、"Taxpayer"(払税者)の語句の由来について言及しており、興味深い。

(30) 内閣府ホームページ

http://www5.cao.go.jp/seikatsu/senkoudo/senkoudo.html

国民生活選好度調査は、国民生活政策の立案のための参考資料とするために 1978 年度以降 3 年ごとに実施している。平成 20 年度をもってこの調査は廃止されることになっている。

(31) 2010 年 1 月 10 日付日本経済新聞 (朝刊) 12 頁。2009 年 12 月 22 日~24 日、インターネットでアンケート調査を実施。調査対象は 20 歳以上の男女で、有効回答数は合計 1030 人。アンケートにおいて、「あなたの暮らしは将来、現在に比べてどうなると思うか?」と質問に対して、「厳しくなる」という回答が 43.5%と最も多く、「現在と同じ」が 25.6%、「楽になる」と回答した人は 10.7%に過ぎない。

また、社会保障制度の将来に対する感想につい

ては「不安を感じる」という人が 59%と過半数 に達し、「不安は感じない」はわずか 2%にとど まった。

(32) 前掲注(31)日本経済新聞のアンケートにおいて、「社会保障の財源として消費税率を引き上げることについてどう思うか」という問いに対し、「賛成(7%)」「社会保障費のためならやむを得ない(43%)」を合わせると、50%が消費税率の引き上げを容認している。

2008 年 8 月 18 日付日本経済新聞(朝刊)15 頁によれば、政府の行政支出総点検会議が7日、「無駄ゼロ」政策に着手した際に、インターネットで全国の二十歳以上の男女千人を対象にアンケート調査を実施した。「無駄ゼロ」政策と消費税増税の関連性の回答結果は次のとおり。①「無駄ゼロを進めても、消費税率の引き上げは認められない」:38%、②「無駄ゼロの達成度によっては、消費税率の引き上げを認めてもいい」:31%、③「無駄ゼロを進めても財源が足りなければ、消費税率の引き上げもやむを得ない」:23%。②と③の合計は54%と半数を超えている。

(33) 前掲注(24)。

(34) 神野·前掲注(9)18 頁。

(35) 森信茂樹「先進国の標準税制としての給付付き税額控除」税研 24 巻 6 号 22 頁 (2009) 参照。欧州諸国では、勤労を通じて経済的に自立し貧困から脱出する政策として、給付付き税額控除の一つの形態として、勤労税額控除を導入しているところがある。これは、勤労して一定以上の所得を稼ぐと一定割合の減税(税額控除)が受けられるとすることにより、勤労の対価を高め勤労意欲を引き出すというものである。

(36) 姜・前掲注(17)9 頁~。

(37) 警察庁生活安全局生活安全企画課・前掲注(16) 資料の表4によれば、平成20年の自殺者の総数32,249人のうち、原因・動機特定者は23,490人(72.8%)いる。原因・動機特定者の原因・動機別内訳は、次のとおりである。家庭問題3,912件(12.3%)、健康問題15,153件(47.5%)、経済・生活問題7,404件(23.2%)、勤務問題2,412件(7.6%)、男女問題1,115件(3.5%)、学校問題387件(1.2%)、その他1,538件(4.8%)。遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としたため、原因・動機特定者の原因・動機別の和(31,921件) と原因・動機特定者数 (23,490 人) とは一致しない。

- (38) 河西千秋『自殺予防学』36頁(新潮社、2009)。
- (39) 草郷孝好「開発学にとっての繁栄、幸福と希望の意味 ブータンと水俣の事例から」東大社研・玄田有史・宇野重規編『希望学 [4] 希望のはじまり 流動化する世界で』83~87頁(東京大学出版会、2009)。なお、本文に例示としてあげた論文は、次のとおり。

Frey, B.S. and A. Stutzer (2002) *Happiness* and economics: how the economy and institutions affect well-being, Princeton: Princeton University Press.

- (40) 岡沢憲芙『スゥエーデンの挑戦』92 頁(岩波 新書、1991)。
- (41) 日本の社会保障制度は、かつての社会保障制度 審議会の分類によれば、主として社会保険・公的 扶助・社会福祉・公衆衛生及び医療・老人保健の 5部門に分れている。広義ではこれらに恩給、戦 争犠牲者援護を加えている。
- (42) 河西·前掲注(38)38 頁。
- (43) 警察庁交通局交通企画課の「平成 21 年中の交通事故死者数について」(平成 22 年 1 月 2 日)によれば、平成 20 年は、交通事故死者数が 4,914人で、9年連続の減少となるとともに、ピーク時(昭和 45 年=16,765 人)の3分の1以下となった前年(5,155 人)を更に下回り、昭和 27 年以来 57 年振りに4千人台となった。
- (44) 河西・前掲注(38)38~41 頁。
- (45) この段落の説明は、堺屋太一『団塊の世代「黄金の十年」が始まる』(文藝春秋、2005) の第2章と第3章を参考にしている。
- (46) 山岸俊男『日本の「安心」はなぜ、消えたのか』 77~98 頁(集英社インターナショナル、2008)。 アンケートは、次の2つの質問により行われた。 【第1問】 あなたの周りにいる人たち(日本人)は、アメリカ人や西欧の人たちに比べて、集団主義的な考えの持ち主が多いと思いますか? 【第2問】 あなたは集団主義的な考え方をしていますか。それとも他の日本人よりも個人主義的な考え方をしていると思いますか?
- (47) 山岸・前掲注(46)80 頁によれば、このような 勘違いを社会心理学では「(原因) 帰属の基本的 エラー」と呼び、次のように説明されている。自

分の周囲にいる人が何らかの行動をしたときに、知らず知らずのうちに相手の意図を推しはかろうとするが、そうした推測がつねに正しいとは限らない。なぜなら、人間の行動が、つねにその人の本心から行なわれているとは限らないからである。周りの状況からやむなくそういう行動(例えば、本文にあるような集団主義的行動)をしている場合などもあるにもかかわらず、その人がそういうことをする「心の持ち主」だと勘違いしてしまうことがある。

- (48) 遠藤由美編著『社会心理学 -社会で生きる人のいとなみを探る-』74 頁(ミネルヴァ書房、2009)。引用部分は、清成透子氏が執筆。
- (49) 日本社会心理学会[編]『社会心理学事典』439 頁(丸善、2009)。引用部分は、山田一成法政大 学教授が執筆。
- (50) 末永俊郎・安藤清志編『現代社会心理学』204 頁(東京大学出版会、1998)。引用部分(第 14 章)は池田謙一東京大学教授が執筆。
- (51) 池田謙一・西澤由隆「政治的アクターとしての 政党-89 年参議院選挙の分析を通じて」レヴァ イアサン 10 号 (1992 春号) 68 頁。
- (52) 日本 ABC 協会「新聞発行社レポート 半期」 2009年1月~6月平均/日本 ABC 協会「新聞発 行社レポート 普及率」2009年1月~6月平均で は、販売部数は次のとおり。読売新聞:10,018,117 部、朝日新聞:8,031,579部、毎日新聞:3,804,373 部、日本経済新聞:3,052,929部、産経新聞: 1.846.591部。
- (53) 大石裕「「沈黙の螺旋」モデル やっぱり大新聞・テレビを過信する日本人の「中流意識」と「怒ったふり」」SAPIO15頁 (2009年12月16日)。
- (54) 枠内に記載した経緯は石・前掲注(13) 104 頁以下を参考にした。
- (55) 前掲注(32)参照。
- (56) 末永・安藤・前掲注(50)160 頁。引用部分(第 11章) は、安藤清志教授が執筆。
- (57) 山岸俊男『社会的ジレンマのしくみ 「自分 一人ぐらいの心理」の招くもの- 』130~144 頁 (サイエンス社、2004)。
- (58) 神野直彦『二兎を得る経済学 景気回復と財 政再建』90頁(講談社+α新書、2001)。
- (59) 小澤徳太郎『スウェーデンに学ぶ「持続可能な 社会」』196頁(朝日新聞出版、2006)。また、前・ 駐スウェーデン特命全権大使であった藤井威氏

はその著書『スウェーデン・スペシャル[1] 高福 祉高負担政策の背景と現状』57 頁~ (新評論、 2002) において、スウェーデンの独立独歩、自由 な自立への性向が生まれた環境や、高福祉高負担 路線を支える社会的背景などを述べている。

- (60) 山岸·前掲注(57) 210 頁。
- (61) 山岸・前掲注(57)11 頁。
- (62) 山岸・前掲注(57)89 頁では「限界質量」、山岸 前掲注(46)207 頁では「臨界質量」と表現してい る。例として、クラスのイジメが広がるメカニズ ムを、限界質量の理論を用いて説明している。
- (63) 新川浩嗣編著『図説日本の税制 平成 21 年度 版』 9 頁 (財経詳報社、2009)。
- (64) 政府税制調査会「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方 平成 19 年 11 月」21 頁。
- (65) 財務省・財務総合政策研究所の記者発表「法人企業統計調査結果(平成20年度)」(http://www.mof.go.jp/ssc/h20.pdf)5頁によれば、2008年度の付加価値(金融業、保険業を除く:郵政5社を除く)は264兆3,278億円で、そのうち人件費は197兆5,017億円(構成比74.7%)を占めている。また、同付加価値のうち営業純益は18兆9,631億円(構成比7.2%)を占めている。付加価値=人件費+支払利息等+動産・不動産賃借料+租税公課+営業純益

人件費=役員給与+役員賞与+従業員給与+従業 員當与+福利厚牛費

(66) 人材派遣会社の中には、消費税の重い負担を免れるために、脱税行為をするケースがある。2007年7月16日日本経済新聞・朝刊30頁によれば、ダミー会社を設立し、そこに派遣を外注し、外注費にかかる消費税を支払ったようにみせかけて、納めるべき消費税額を圧縮するとともに、ダミー会社は消費税が免除されるように、資本金一千万円未満とし、二年ごとに設立と解散を繰り返すという手口が報道されている。また、国税庁の記者発表資料によれば、脱税の業種別の告発件数は、2006年度では人材派遣業が13件で1位、2007年度ではそれが14件で3位となっている。

- (67) 村上・前掲注(17) 178 頁。
- (68) 中野孝次『清貧の思想』(草思社、1992)。
- (69) 平井·前掲注(2) 213、214 頁。
- (70) 前掲注(30)。
- (71) 石弘光 『税の負担はどうなるか』 120 頁 (中公 新書、2004 年)。

(72) レポートを提出した履修学生 485 人の内訳:

[授業科目] [学部] [人数]

①租税理論 I : 経済 (昼)、法 : 349人 ②租税理論 : 経済 (夜) : 31人

③税法入門 :人文、教育、法、理、

医、歯、工、農 : 105人

計485人

①~③の授業は別個に行なわれたが、諸要因の 構成割合は概ね同様の結果であった。

- (73) 星野泉(明治大学教授)「[スゥエーデン]高い税金になぜYESといえたのか?」2009.9.12 週刊・東洋経済66頁。
- (74) 山岸・前掲注(46) 209 頁。
- (75) 日本には納税者権利憲章は存在しないが、その制定に向けた動きがある。

民主党政策集 INDEX2009

http://www.dpj.or.jp/policy/manifesto/seisaku20 09/10.html には、「国民の納税者としての意識を高め、より強固な民主主義を構築していくための第一歩として、確定申告を原則とし、給与所得者については年末調整も選択できるという制度を導入します。また、これを実現するにあたって、納税者の権利を明確にするために「納税者権利憲章」を制定します。」とある。

民主党の納税者権利憲章(案)は、(http://www.dpj.or.jp/news/?num=11702) 参照。近年諸外国では納税者権利憲章等を定め、納税における納税者の権利利益の確保等を明確にすることが大きな潮流となっているとしても、日本の実情を踏まえると、筆者は納税者の権利意識だけではなく、租税負担の意義や根拠を踏まえたものにした方がよいと考える。

(76) 石・前掲注(13) 81 頁。

(77) 例えば、団塊ジュニア (1970 年から 1975 年までのベビーブームに生まれた世代)の態度や行動が、今後の税制や年金制度の在り方に大きな影響を与えるという考え方がある。堺屋・前掲注 (45)144 頁~では、団塊ジュニアの特徴などを論じた上で、「団塊の世代の将来は、究極的には、彼ら団塊ジュニアにかかっているのです。年金にしろ財政にしろ、団塊ジュニアが支えなければ続きません。だから、この世代の心理と生態をもっとよく研究する必要があります。」と述べている。